

参議院厚生委員會會議錄第七号

平成九年四月三日(木曜日)
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 上山和人君
理事

委員

國務大臣
厚生大臣
小泉純一郎君
政府委員

事務局側

大貫 延朗君

說明目

總務部 青少年対策本部企画調整課長 丸岡 淳助君

文部省初等中等
教育局中学校課
長 加茂川幸夫君

文部省体育学校
健康教育部課長
北見 耕一君

労働省婦人局婦人福祉課長
村上 文君

議に付した案件

今日の会議に付した案件

○児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○委員長(上山和人君) ただいまから厚生委員会を開会いたします。

児童福祉法等の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

○大島慶久君 自由民主党の大島でございます。

通告をいたしておりますけれども、先般のい
ろんな委員の質問で重複する点が多々ありますの

でそういった面は割愛をさせていただくことと
それから重複する問題もありますけれども確認の

意味も含めて質問させていただく箇所もございますので、あらかじめ御了解をいただきたいと存じます。

まず最初に、総合的な少子化対策について、大臣の胸の内をお話しいただけたらと存じます。

現在の食糧問題を中心に、地球規模で考えますと人口増加ということが非常に大きな世界的な問

題になっていると思われるわけでありませう。一方、

我が国ではそういったことは裏腹に、少子化の進行ということは我が国の将来を大きく左右する問題であることは事実であります。安心して子育てができる環境づくりを初めとする少子化対策を講ずることは是が非でも必要であると思うわけがあります。

現在、橋本内閣のもとで二十一世紀に向けた行政改革を進めておられますけれども、総合的な少子化対策の積極的な推進が必要と思われます。その点に關して大臣の御所見を賜りたいと思ひます。

○國務大臣(小泉純一郎君) 少子化の進行を見ていますと、世の中さまざまだと。国によつてはむしろ産児制限をいかに図らなきゃならないかと、いう国もあるし、また逆に日本みたいに少子化を心配して、どうやつて子供を産み、育ちやすい環境を整えなきゃならないか、国によつてさまざま。そして、子供が多ければ多いでまた問題が出てくるし、少なければ少ないでまた別の問題が出てくると。世の中悩みは尽きないという感じを率直に持つております。

我が国のこの少子化の進行についても、なぜこ
ういふふうになったのかというのは、理由は一様
ではないと思います。今までの委員会の御審議に
もあつたとおり、さまざまな理由がありますが、
厚生省だけの問題ではありまじんので各省庁とも

連携をとりながら、今の時代、どうやってこの少子化に対応していくか。もとより今は国策で産めよふやせよというような国民運動を起こす時代でもございません。それぞれの個人的な考えもありますから、価値観の多様化もあります。男性も女性も、それぞれの仕事を持つことに生きがいを感じている方が、女性も多いわけですから、そういう自主性を尊重しながらも、お子さんを持ちたい方が自然にお子さんを持ち、育てるような環境を

どうして整備していくかということが今の段階において一番大事なことはないかと。

そういう面から、今後、この様な問題に
対してそれぞれの識者から幅広い御意見を聞い
て、また人口問題審議会等、そのような問題を論
議する審議会もございます。幅広い意見を聞いて
今後の対応に役立てていきたいと思います。

○大島慶久君 大臣の御答弁はよく理解できるわけでありますけれども、やはり国のパワーということを考えした場合、私は、これは個人的な考え方なんですけれども、現在の人口体系を考えた場合は長寿社会になっておりますから人口そのものがすぐに激減することとは考えられません。けれども、私たちの子供のころというのは、大体小学校、中学校のころでも、お父さん、お母さんがありまして、子供が三人から五人というのが平均的であつたというふうに私認識をいたしておりますけれども、現在はそれが一・五以下になつてしまつた、こういうことでありますからいづれ非常に人口が激減する時期が来るわけでありますね。

そういつたときに、産めよやせよとまでは言いませんけれども、日本のパワーを維持するためにはそこそこのやり方という対応に先駆けて人口対策というものを検討していかないと急激にパワーがなくなってしまう時期が来るんじゃないか、私はこういう感じがいたします。

今の大臣の御答弁とはちよつと裏腹になる点がありますけれども、そういう観点で今の少子化対策というのは、現在の子供が少なくなつていつている状態で社会の機構というものが対応する考え方を持たれるのか。やはり、私が今申し上げたように、これにやまたないから子供は少し啓蒙してでもふやしていかなければならないと私は思うのでありますけれども、そこら辺を再度大臣に伺いたいと思います。

○國務大臣(小泉純一郎君) お子さんを持った方がいいですよというのは、これは個人的な考え方もあると思います。しかし、持ちたくても持てる環境にないという考えを持っている方もおられると思います。

そういう点を配慮しながら、現在の時代背景を考えたうえで、活力を維持していくかといえます。私はそういうお子さんに対する持ちやすさ、また持つてほしいという環境も、啓蒙活動もさることながら、これからは今までの社会参加をちゅうちょしていたといえますが、むしろ消極的だった六十歳以上あるいは六十五歳以上の高齢者の方々、そして女性の方々が社会参加することによってまた経済活力は違ってくるのではないかと。今まではなかったいい面も出てくるのではないかと。そんな悲観的に考えるのではなく、今までの社会参加がなかった、生産人口と考えるといていかなかった層に対してむしろ社会参加を促していくということによってこの少子化の問題で補うこともあるんじゃないか。両面から私は必要だと思えます。

○大島慶久君 後段の大臣の御意見は私も全く同感であります。

女性の社会進出ということがいろんな場面で行われておりますけれども、お願いしてもこれからは女性の方に社会で頑張っていただくかきやいけない時期が必ずやつてまいりますし、また同じように御老人の力も今以上に継続して社会で頑張っているかきやいけない、こういう時代に必ずなるだろうというふうに思っております。

今、大臣がお話しされましたような面でもういったことを支えながら少子化対策に一生懸命お骨折りをいただけたらと、このことを要望いたします。

次へ参ります。

少子化の進行や家庭や地域の子育て機能の低下など児童を取り巻く環境が変化する中で虐待だとか登校拒否、いじめ、そして最近では非常に問題になっております性の非行などの新しい問題が社会

問題として取り上げられております。

児童をめぐる問題のこうした変化に対応して、今回の児童福祉法の改正においてはどのような基本的理念に立ってそういった諸問題に対応していくかと思っておられるのか、大臣にお伺いをさせていただきます。

○國務大臣(小泉純一郎君) 児童の支援に対しての問題ですが、今まで児童福祉、児童保護といえますと、戦後間もないころはむしろ親がいなくて、そういう親のない子供をどうやって保護していくかということが当初の主眼だったわけでありまして、最近では親がいなくても問題がある、これにどう対応するか、大きく時代は変わってまいりました。

その点、単なる児童だけではない、親がいなくてもその児童だけの保護ということではなくて、児童の背景にある家庭問題も視野に入れた対応が必要じゃないか、そういう中でお子さんとお子さんの家庭を両方配慮して、どうやってお子さんの自立を助けていくか、支えが必要かという点に配慮してこれからの運営に当たらなさいいけないのかな、そう思っております。

○大島慶久君 今回の法改正によって、今私は主な社会問題のものを四つ挙げさせていただきますが、五十年ぶりのこれは法改正でありますから、先般の委員会でも大いに期待をする、この法律に期待をするという、各委員のいろんな質問の中にそういう言葉がありまして、私も同感であります。

そういう意味では、具体的に今回の法改正がそういった面でどういう効力を持つのか、どういふ効果が期待できるのか、現段階でまだ法律改正がなされていない時期でありますけれども、お考えがあったらお聞かせいただけますか。

○政府委員(横田吉男君) ただいまの大臣の答弁にもございましたように、要保護児童対策につきましても、当初、施設に入所をいたしましてこれを保護するという考え方を中心にきたわけでありまして、今回の改正におきましてはさまざまな対策

を講ずることにいたしております。

一つは、入所中心主義から地域にもう少し開かれたものにするということで、例えば今の教護院を児童自立支援施設ということで名称も変更いたしまして、入所だけでなく、通所なりあるいは退所後のアフターケアも含めてこれを実施できるようにいたしているところでございます。また、養護施設におきましても、そういった観点に立ちまして対応をされるようにしてまいりたいというふうに考えておりますし、また地域におけるいろんな相談、問題を早く発見するためにも地域における相談機能といたしまして児童家庭支援センターというのを設置いたしまして、今までの児童相談所と相まちまして、問題の早期発見、防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

そういった意味で、さまざまな点におきまして、今回の改正によりましてこういった虐待、いじめ等につきましても対応を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○大島慶久君 今、局長の方から教護院のお話も出てまいりました。後ほど関連してまた質問いたしますので、次へ進ませていただきます。

総務庁の青少年対策本部からは御出席いただいておりますね。

最近、援助交際という言葉がマスコミ、週刊誌、テレビなんかでもしつちゅう我々の目の前へ出てまいります。援助交際などの性非行に関する最近の極めて、私は興味本位と言わざるを得ませんけれども、興味本位で過剰な報道の中には、あたかも日本の、中学生も含めてと言っているのかもしれないけれども、中学生の全体が一般的なものラルが低下している、こんなような報道がされております。その実態をどのように把握されているのか。

一般の児童は私は堅実な生活を送っているというふうに思っておりますけれども、こうした大人の誤った評価を是正し、モラルを促すような啓発活動などの努力が極めて必要ではないかと思うのでありますけれども、その点はいかがでし

うか。

○説明員(丸岡淳助君) まず、委員の援助交際などに関しましての日本の中高生のモラルの実態についてのお尋ねでございますが、青少年対策本部では平成七年、青少年と電話などに関する調査研究を実施いたしたところでございます。青少年とテレクラ等の電話をめぐり環境等に対する接点状況についてという調査結果によりまして、テレクラ等への電話経験があると答えた青少年、これが一五・九％と無視できない割合に上っているという調査結果が出ましたが、その内容を見ますと、何回も電話した経験がある者は少ない。また、ただ単に電話をかけただけというような者が八割、七八・九％というように数に上りまして、これを見ますとテレクラ等に深入りする青少年はそれほど多くにはならないのではないかと、いうふうに考えております。

しかし、テレクラ等に係る福祉犯罪の被害で保護される少女が非常にふえておる実態、それから青少年の間ではテレクラ等への電話についての抵抗感や規範意識がそれほど強くないというように、この調査結果で考えられたということを考慮いたしますと、大変注意を要する段階であるというふうには思われます。

したがって、第二のお尋ねの点でございますが、委員御指摘のとおり、大人の青少年に対する誤った評価というふうなものを是正いたしまして、モラルを正すというふうなことを促すことは非常に重要でございます。青少年対策本部といたしましては、そのような視点を踏まえて引き続き家庭、学校、職場、地域社会等が一体となって青少年の健全育成に取り組むことができるよう啓発等の施策になお一層取り組んでまいりたいというふうに存じております。

○大島慶久君 今の御答弁のように、さほど心配ない、報道はあるけれども実態はそうじゃないんだと、私はぜひそうあっていただきたいし、実態はそうじゃないのかなという気がするんです。

○説明員(丸岡淳助君) 今、委員御指摘のそのような誤った認識を与えるメディアがある、報道があるのではないかというようなことは、その点は私どもも非常に危惧しているところでございます。

重と男女平等の精神に基づきまして、男女の人間関係をどう形成していくかといった人間としての生き方をみずから身につけていくことを支援する

とでありますけれども、これはそういった性非行に現場の学校の先生がかかわっていた、こういう記事なんです。『教職員の懲戒処分に関して』は、

文部省が毎年、各都道府県教委からの報告をまとめて「個人が特定される」などの理由で、内容はほとんど明らかにされていない。私は隠ぺいしているとは言いませぬけれども、実態はこうなんです。この新聞記事を信用するとすれば、恐らくそんなに誤りはないだろうと。これだけの大手新聞が書くわけですから、でたらしめを書くわけにまいらないうと。思ふわけです。そして、昨年四月から今年二月までの処分、措置者総数は百二十人で、一昨年度の百十四人、昨年度の百十七人をすでに超えている。だから結果的には悪くなっているわけですね。そして、懲戒免職は四人、全員がわいせつ行為で懲戒免職を食らっている、こういう実態なんです。

一方では一生懸命努力をしながら、一方では教育現場の現役の教師がこういったことにかかわっていくということを私たちは一体どういう気持ちでとらえていったらいいのか。そこら辺は、こういう報道というのは、やはり文部省関係であれば文部省の方たちは連日きちつと把握しながらそれぞれ対応策を考えていただいていると私たちは思っておりますけれども、いかがなんでしょうか。

○説明員(北見耕一君) 委員御指摘の教員の懲戒の話も含めまして、御指摘のような子供を取り巻く問題につきましては大人の社会のモラルが問われる問題でもございます。子供たちの教育環境を構成しております家庭あるいは学校、地域社会が一体となって取り組まなければならない課題であるというふうな認識しているわけでございます。特に、学校におきましては子供たちのそういった問題について、例えばよその学校の問題である、あるいは自分の学校とは関係ないといったような意識で取り組まれては大変困るわけでございます。

そういったことで、学校におきますいろいろな不登校あるいは性指導等の問題については積極的に取り組むという姿勢が大切なわけでございます。私どもといたしましては各学校における非行

等の問題についての取り組みを積極的に行うようお願い、指導しているところでございます。○大島慶久君 今のようない問題が起きた場合、これは新聞報道が三月二十七日でありますけれども、そういったことは文部省はどの時点でおつかみになっておられるんですか。

○説明員(北見耕一君) その調査につきましては、毎年教職員のそういった問題に関する調査を行っているところでございまして、集計が何月に出るか、今私ちょっと詳細には承知しておらないところでございます。

○大島慶久君 そこで、この援助交際という言葉自体、一見余りどぎつなくなくて、さらっとした言葉です。援助交際、言葉を分解して考えてもそうでありまして。いつのときからこういう言葉が使われるようになったかわかりませぬけれども、こういう言い方は大変残酷な、また私自身も余り気分がいい言葉じゃありませんけれども、先ほどのアメリカの雑誌に載ったところには、もうこれは日本のコギャル売春と書いて、売春という言葉をはっきりと使っているわけなんです。

ですから、これは私の私見でありますけれども、今の中高生というのはこういう援助交際なんという言葉を使っていれば余り罪の意識というんではしょうか、とんでもないことをしているという感覚が私は麻痺しているんじゃないかと。文部省はこういったことをどういうふうにやられるのか私にはわかりませぬけれども、これは売春という言葉をもっと残酷ではありますけれども、中高生にとんでもないことなんですと、あなたたちがやっている援助交際なんてそんなきれいなことじゃないんですよという、そういう啓蒙をむしろされた方がそういうことにかかわっている子供たちも反省の度合いが私は深まるんじゃないか、こういう感じがするんですが、文部省の見解はそういう面ではどうなんですか。

○説明員(北見耕一君) 援助交際につきましては、その実態といたしましては、金も絡むということもございまして、実態は売春であろうというふう

に思っています。

問題は、学校の場においてそういったものをどういう観点から教えていくかということだろうと思います。学校教育の性に関する指導の中で、やはり基本とするところは性に関する知識と、それから根本的には自分の生き方あるいはそのあり方というものを考えて自分自身を大切にしたいということ、心、こういったものを育てるということが必要であらうかと思っております。

今、大島委員から御指摘のとおり、援助交際というものの実態を考えれば売春であらうかと思えます。したがって、そういう観点からの指導ということについても、例えば教員を対象とした文部省の研修会等におきまして積極的に指導してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○大島慶久君 この問題はそろそろこの辺で切り上げさせていただきますけれども、要するに私は、日本の中高生の大部分はまだまじめにしっかりと生活をしている、そういうふうな子供が圧倒的に多い、私の感覚ではそういう子供の方が圧倒的に多いわけで、確信をするわけでありましてけれども、今のようないマスメディアの報道を見ておきますと、そういうまじめな子がむしろ異常であって、適当に悪をやっている子供たちが普通なんだと、こういう風潮をぜひとも、文部省、総務庁だけではなく、それこそ国を挙げていろんな場面でそういったことの改革をしていただけたらなど、このことを強く要望させていただきます。次へ移ります。

教護院について、一部の報道では今回の改正に伴い登校拒否の子供も教護院に入れるというふうな伝えられております。その報道はまず事実なんですかというところでございます。

また、登校拒否の問題についてどのような基本的な考えのもとに取り組んでいかれるのか、厚生省並びに文部省のお考えを聞かせてください。○政府委員(横田吉男君) 今回の改正によりまして、教護院改め児童自立支援施設と言っておりますが、これに新たに対象となる児童といたしまして、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」というのがつけ加えられたわけでありまして。

これは具体的には、家庭におきます養育が適切に行われないということで、日常生活における基本的な生活習慣が身につけられないとか、社会の規律を守れないとか、良好な対人関係を結ぶことが困難であり、将来に対する自立の意欲も欠いていっているという児童でございまして、いわゆる不登校児一般がそのものでございませぬ。新聞記事等につきましては、この点誤解があるのではないかとこのように私どもも考えておるところでございます。

それから、不登校児につきましては、原因はさまざまだと思いますけれども、基本的には私どもといたしましては学校における適切な対応に主眼が置かれる必要があるのではないかとこのように考えております。

○説明員(加茂川幸夫君) 学校におきます登校拒否、不登校問題についての対応についてのお尋ねでございます。

平成七年度間にいわゆる学校嫌いを理由として三十日以上学校を欠席した児童生徒数は、小学校、中学校、合わせて約八万二千人に上っております。こうした児童生徒数はしかも年々増加しております。私どもとしましては大変大きな教育課題であると深刻に受けとめておるわけでございます。また、この問題の解決のためには家庭、学校、地域社会が一体となって取り組むことがまず第一に大切であると思っておりますが、とりわけ学校におきましては深い児童生徒理解に立ちまして、一人一人の子供が生きていく、しかも充実した学校生活を送ることができるような指導が大変重要であると考えておるわけでございます。

文部省としましては、登校拒否というのは特別の子供に起こる現象ではなくて、どの子供にも起

こり得るものであるという基本的な認識に立ちま
して、一つには子供の一人一人を大切に個性
を生かす教育を著実に推進していくこと、二つに
は教員の指導能力の向上を図ること、また三つに
は教育相談体制の整備を図ること、そして四つ目
には、先ほど申し上げましたが、家庭、学校、地域
社会との連携を一層密にしていこうこと、そうい
ったことに関する施策を総合的に推進していく必要
があると考えておるわけでございます。

具体に申し上げますと、例えば子供や保護者の
カウンセラーあるいは支援を行うためのスクー
ルカウンセラーの活用調査研究委託事業というも
のを拡充してきておりますし、また子供の学校復
帰を支援するための適応指導教室実践研究委託の
拡充も行っております。また、関係する教員の登
校拒否研修講座の実施等も行っております。こ
れらの施策の充実に努めておるところでございま
す。

○大島慶久君 教護院における学校教育の提供と
いうのは従来になく考え方でありますから、私は
教護院の処遇改善に向けた大きな一つのステップ
として評価をいたします。これについては、当分
の間、現行と同じ規定を適用するところであ
りますけれども、教護院における学校教育の提供
について今後厚生省としてはどのように取り組ん
でいかれるおつもりなのか、お聞かせください。

○政府委員(横田吉男君) 現在、教護院に入所い
たしますと、その児童につきましましては就学義務の
免除なり猶予が行われまして、その間正規の学校
教育が必ずしも行われないという状況にあったわ
けでございます。私どもとして、施設の方でこれ
に準ずる教育ということをやってきたわけでござ
います。今回の改正によりまして教護院の入所
児童につきましても正規の学校教育を実施するこ
とが原則というふうに変えたということございま
す。

私どもといたしましては、文部省なり地方公共
団体と十分な連絡をとりながら、今後できるだけ
速やかに学校教育が実施されるよう努力してまい
ります。

りたいというふうを考えております。
○大島慶久君 ぜひいろいろ御配慮いただいて、
そういう方向で頑張っていたいただけたらと強く要
望いたします。

次に、養護施設について、今回の改正において
「自立を支援する」ということがその機能の一つ
として明記をされております。その趣旨はどう
いったところにあるのでしょうか。また、今後そ
れはどのようにして具体化をしていかれようとし
ているのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(横田吉男君) 養護施設は、現在、入
所児童に対しての処遇が基本でございまして、そ
の家庭環境との調整でありますとか、施設を退所
した後のアフターケアという点については明確な
位置づけがなかったわけであります。事実上は施
設によりましてこういった活動をやっているところ
もあるわけでございますが、今回の改正におき
ましては、入所させてそこで養護するだけでなく
て、家庭環境との調整あるいは退所後のアフター
ケアを通じて児童の自立支援を支援していき
たいということでも明確化したところでございま
す。

私どもといたしましては、退所後の児童に対す
るアフターケアにつきましまして予算補助等を行っ
てきたところでございますが、今回の改正の趣旨も
踏まえ、こういったものをさらに充実させること
によりまして自立支援を一層支援してまいりたい
というふうな考えております。

○大島慶久君 今回の改正の中に障害児対策が盛
り込まれておりません。その理由と、今後そのこ
とに関してはどういうふうにお取り組みをいただ
けるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(横田吉男君) 今回の改正につきま
しては、児童福祉審議会におきまして当面急いで取
り組むべき課題といたしまして児童の保育施策、
要保護児童施策、それから母子家庭施策という三
つのテーマについて御議論をいただき、提言をい
ただいたところでございます。

たということでございますが、障害児施策につき
ましては平成七年十二月に障害者プランというの
が策定されております。また、昨年の七月には厚
生省の中に障害保健福祉部ということで障害児・
者を含めた総合的、積極的な対応を図る組織がで
きたところでございます。現在、障害関係三審議
会の合同企画分科会というのが設置されまして、
そこにおいて障害児・者施策の推進について総合
的な検討が行われておりますので、今後その結果
等を踏まえて必要な対応を図ってまいりたい
というふうに考えております。

○大島慶久君 障害児に対する対策というものは
これにぜひ必要であるわけでありまして、今申
されたようなような状況と組み合わせ、ぜひ
対応方をお願い申し上げておきたいと思ひます。
そこで、大臣にまたお答えをいただきたいと思
ひますけれども、戦後間もない時代の状況とは大
きく現在とは異なっているといえ、家庭環境等に
恵まれないいわゆる要保護児童の問題はまさに福
祉の原点とも言えるかと思ひます。今回の改正を
踏まえ、この問題に対する厚生大臣のお取り組み
の決意をお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(小泉純一郎君) 不幸にして親に恵ま
れないお子さんを保護するということから始まっ
たこの児童福祉問題、今や親がいても家庭に恵ま
れないお子さんがふえている、大変残念なことだ
と思ひます。そういう中においても、子供という
のはこれから社会を支える上においても大変重要
な役割を果たすわけでありまして、同時に、同じ
ように恵まれたお子さんと同等の環境を整えよう
というの、これまた政治の大事な役割だと思ひま
す。

そうしたいわゆる普通の環境から比べれば恵ま
れていない児童に対してどのような支援体制を差
し伸べるかというのはまさに福祉の原点でありま
すので、これからは積極的にそういう児童に対す
る支援施策を充実していかなければならないと思
ひます。

○大島慶久君 終わります。

○大野つや子君 自由民主党の大野つや子でござ
います。
本日は、私どもが最も関心を持っていることの
一つであります児童福祉について質問の機会を
ちょうだいいたしまして、まことにありがとうございます。

初めに、本児童福祉法等の一部を改正する法律
案の質疑に際しまして、まず子育てにおける家庭
と社会の役割について基本的見解をお伺いいたし
たいと存じます。

少子化、核家族化が進行する中で、家庭や地域
の子育て機能が低下しております。家庭だけで子
育てをしていくには難しい状況になっておりま
す。また、女性が結婚後、出産後も仕事について社
会で活躍できるようにするために、仕事と子育て
の両立が図れるような、子育てに社会全体での支
援ということが必要だと思ひます。しかし、一方
では子供の健全な成長の過程では親の愛情は欠
かせないものであり、家庭において親が子育てに
責任のあることを自覚することも大切であると考
えます。

厚生大臣、子育てについて、家庭と社会の望ま
しい関係にしたいかがお考えでしょうか。四月
一日、当委員会においても御答弁で御見解の一端
はお伺いしたのでございますが、大事なことでござ
いますので、重ねてお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(小泉純一郎君) 一昨日の委員会
で、お話ししたことと重複する面もあると思ひ
ますが、私はいかなる時代においても子育ての第
一義的な責任は親ではないかと。子供は親を選ぶ
ことはできません。最初に接する親がどうして子
供を愛情を持って包むか、これがやはり基本でな
くてはいかぬと。そして、先日もお話ししまし
たとおり、子育ての基本というのは、あるいは幼
児教育の基本というのはしっかりと抱いて、そと
おろして歩かせる、これに尽きるんだと言ったあ
る方の言葉というのは私は今も忘れることができ
ませんし、これは基本だと思ひます。ところが、

間々世の中の親御さん、最近の親御さんの中には、早く子供をひとり立ちさせたいということに焦るばかりに、その前のしっかり愛情を持って抱くというのと、そして歩かせる前の段階、そつとよろすというこの面の配慮に欠けているのではないかと論議は賛成であります。

まず、三つ子の魂百までという言葉があるように、三歳までの間にお子さんが自分は周りの者から愛されているんだ、受け入れられているんだという感情をしっかりと持っていて、そしていろいろな変化に対応する教育を受けて自立していく、こういうことは私も大人の姿を見てもこれは真実だと思えます。大人でもそうです。自分が周りに受け入れられていないという人は大変精神的にも不安があると思います。どんな社会でもそうです。ましてやお子さんです。初めて社会に出る。自分は本当に周りに愛されているのか、受け入れられているのか、それに不安を持つたらこれからの行動に不安定な行動を起こすのも無理はないと思います。

そういう面において、私は、まずお子さんに対してしっかりと、肉体的だけじゃありません、精神的にしっかりと抱き締める、愛情を持って包み込む。それは間々不幸にして親御さんがいない場合はその最初の接する人たちがその代替措置といえますか、補うような体制を社会で整えていかなきゃならないということから、今回の児童福祉法改正におきましては児童というものの対して社会がしっかりと抱き締めるような、愛情を持って包み込むような環境を整えていく、そして自立を促すということが大事ではないかと思っております。

○大野つや子君 大変ありがとうございます。温かいお気持ちに聞かせていただきまして、私も賛成でございます。

次に、厚生省の児童保育の現状認識についてお伺いしたいと思います。

本年の二月末、機会がございまして、私、近郊の私立保育園を私的な立場で視察させていただいてまいりました。その折、保育園の園長先生や保母

さん、園児のお母さんたちのお話の中で非常に気になったことがございました。それは、お子さんを預けているお母様方が必ずしも職業を持っていてお子さんを預けているばかりではなく、逆に子供を預けるという目的のためにパートタイムの仕事につき在職証明をもらっているということでした。子供さんが熱を出し勤務先に電話をするという返事を受けることが多々あるんですよというようなことを伺いました。

その保育園の園長先生は、保育園は仕事を持つ母親が仕事を続けていくためのお手伝いとしてお子さんをお預かりするもので、母親を育児から解放するために預かりするということは保育園の本来の目的ではないかもしれません。育児ノイローゼに対する予防、広くは核家族の進む日本の少子化対策に役立てばというように割り切ってお預かりしているとおっしゃっていらっしゃるいました。

もちろん、大多数の方々には夫婦共働きであり、仕事のためにやむなくお子さんを保育園に預けているということでしょうし、また特に大都市圏周辺には共働きの御夫婦も多いことから保育園のあきがないため順番待ちをしている、仕方なく無認可保育園に預けながらお仕事を続けている、そういう実情も理解しておりますが、その一方、子育てをある意味で放棄している実例があるということ自体に率直な驚きを感じたわけでございます。

私自身、二人の子供を育ててまいりました母親として、育児は原則的に家庭内で行われるものという観念を持っておりまして、信じられない気持ちでございました。ですから、当初私が訪ねた保育園の固有の問題かと思っておりました。ところが、サンデー毎日の三月二十三日号に「保母は見た!」びっくり仰天今どきの子育てママ」という記事が出ております。こちらは仕事を持った母親を多く取り上げた記事ですが、保育園にお子さん預ける母親の子育てを放棄したような非常識な言動が四ページにわたって掲載されておりました。

た。もちろん、この記事自体ゴシップ的にある意味では特異な読者の興味を引くための構成になっていて、大多数のお母さん方の姿を反映したものではないと存じます。しかし、私の見聞したことと雑誌の記事をあわせると、そのような保育嫌いのために保育園を利用する親御さんがいるということも事実であろうと思えます。

そこで、厚生大臣、お伺いいたします。厚生省では、この児童福祉法等の一部改正法案を策定するに当たり、この一部のいわば現代の母親の実像を把握し、その上でこの法改正案の提出に至ったのでしょうか。また、保育所の望ましいあり方についてどうあるべきか、御意見を伺えませんか。

○園務大臣(小泉純一郎君) 今のお話にあるようにちよつと信じられないような最近の母親の中には考え方なり行動する方が多いと。

〔委員長退席、理事清水澄子君着席〕

私もそのサンデー毎日、「保母は見た!」びっくり仰天今どきの子育てママ、どんなものかと思つて参考にちよつと読んでみました。となりまして、ちよつと拾つてみても、こんなお母さんがいるのかなと。保育所に預けて、この子起きないから朝飯やつてくださいと保母さんに押しつけたり、熱が出た子供を連れてきて、保母さんが体温計をはかっている間に姿が見えなくなつちやったり、お子さんのことについて職場へ電話をかけるという周りの人が心配するから電話をかけるいであつたという親がいたり、あるいは親が子供が砂場遊びしていると着物が汚れるから嫌だ、遊ばせないでくれとか言ったり、ちよつと信じられないような親御さんが多いと。これはすべてじゃない、一部だと思ひますけれども、そういう現実があるということも事実であります。

ですから、大多数の親御さんはお子さんを抱えて悩みながらも実際は喜びと生きていると感じて子育てをしていると思ひます。そういう子育ての喜び、そして仕事に対する生きがい、喜びを同様に持ちながら何とか子育てをしつかりやりたいとい

うことを支えるというのが保育所なりの基本だと思ひますが、最近ではお子さんだけ預ければいいというのじゃないと。むしろ子育てに悩みを感じている親御さん、お父さん、お母さん方に対して保育所も相談相手になるようにいろいろ親の方に對する助言なり子育てしやすいような体制をつくっていくのも大事ではないかと。そして、お子さんにとりましても、本来だったら一番温かく包んでくれるのが親なのに、家庭なのに肝心な両親がそろつていてもそうでないというのだったら、これはむしろ保育所の方が子供の健全な成長に役立つんじゃないか。子育ては何でもかんでも家庭がいいという状況でもない。保育所の役割というものが大きいと思ひます。今までと全然変わつてきている。

そういう面から考えますと、私は保育所の役割というのは、大変変わつていますが、重要である。時代の変化に応じて、これからは単なるお子さんだけ預かっていけばいいということじゃなくて、そのお子さんを預けている親御さんの背景というところについても配慮をいたして支援体制を組むような施策が厚生省としても必要ではないかと思つております。

○大野つや子君 ありがとうございます。次に、関連した質問ですが、育児嫌いというより現実問題として、本屋さんなどにたくさんあります育児の手引書や育児情報書など育児に対する情報が大変あふれております。その一方で、その情報を消化し切れず悩まれて育児ノイローゼになる方、また例えばテレビドラマなどで見る赤ちゃんはかわいもの、かわいがる対象として見えて、実際に子供を持つてみると、おむつの始末はしなければいけない、夜泣きはする、病気にはなるといったような、ドラマの世界と現実とのギャップから育児ノイローゼになる母親なども当然いらっしゃると思います。そのような仕事を持たず育児ノイローゼになられて困惑している母親の方々に對して、本改正案に盛り込まれている各種児童福祉施設の果たせる役割をどのようにお考えなの

か、お聞かせいただきたいと存じます。

とりわけ、本改正案による制度改正により保育所は親の負担にたえていくことがますます求められていくようです。保育所における乳幼児が受けるべきサービスの一層の向上が望まれるものと考ええますが、厚生省としてどのような対応をお考えでしょうか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(横田吉男君) 育児不安を持たれる母親等への保育所の果たす役割ということでございますが、保育所は現在全国で二万二千ほどございまして、地域社会の中で最も身近な児童福祉施設でございます。ここにおきましては、育児に関する情報、知識、ノウハウが蓄積されているということでございます。私も、単に入所されている児童の方だけでなく、それ以外にも家庭で子育てをしている方々にも活用されるべきではないかとこのように考えております。この点、先ほど大臣の答弁にもございましたように、今回の改正によりまして地域の方々に對する育児の相談、指導等にも応じられるような制度改正をしたところでございます。

また、緊急保育対策等五カ年事業を推進しておりますが、その中で保育所に地域子育て支援センターというのを整備する事業を進めておりまして、専業主婦の方々も念頭に置いて子育てに関する相談、あるいは育児サークルというものができておりますが、そういったものに対する支援等も行つてきているところでございます。

今後とも、こういった面での充実を図ってまいりますとともに、保育内容につきましても、現在保育指針というのを定めておりますが、今回の改正によつて選択される保育所になるということ、こういった保育内容についてのサービスの向上が図られるというふうに私も期待しているところでございます。

○大野つや子君 短期保育という保育園の利用形態があり、仕事を持っていないお母様方もたまには自分のリフレッシュのために保育園にお子

んを預けることもできるということですから、この制度は育児ノイローゼの解消のためにももう少し県、市町村を通じて大いにアナウンスをしていただきたいと存じます。

特に、保育園と老人施設との複合施設に關してお伺いしたいと思います。

前に申し上げました保育園を視察の折に私はもう一カ所、保育園と老人施設のデイケアセンターを見学させていただきまして、その施設は、形式上といえますが、法的には別施設なのですが、実質はふだんあけ放たれた、扉でつながれた、いわば複合保育施設でした。その施設では、保育園の園児とデイケアで訪れた高齢者の方々が、例えばひな祭りなど、園児と高齢者、また園児の保護者の方々と交えた方で年間さまざまな行事を通じて交流しているとのことでした。

特に、都市部を中心とした核家族に伴い、お子さんは高齢者の方と、高齢者の方はお子さんと触れ合う機会が少なくなつております。また、以前でしたら、子育てにしても家事一般にしても、いわゆるおばあちゃんの知恵というふうなものを受け継がれてきたものでございますが、その機会も少なくなつてきております。このような状況の中、とりわけ都市部においてお子さんと高齢者の方々、またそれに親御さんを含めた形で思いやりや触れ合える優しさづくりの推進が必要であると思ひます。

この保育園と老人福祉施設との複合施設の設置、増設推進に向けての御見解をお伺いしたいと存じます。

○國務大臣(小泉純一郎君) 私は、保育園と老人福祉施設の併設はこれからは積極的推進していった方がいいと思ひます。特に、今、保育園の中ではお子さんを奪い合う地域も出てきています。少子化でお子さんがいないからできるだけお子さんを預かりたい、それで、あきが出てくる。一方、高齢者の方はふえるばかりであります。

そういう方で、お子さんがいなくて保育所をやつていけないというのだったら、高齢者の福祉施設だったらやつていけるという意欲があれば、

ほとんどそれを認めるというか、奨励していくということによつてやつていけるならば、高齢者にとつても、またお子さんにとつても、両方いい効果を生む場合が多いのではないかと、このこと、この施策に對しては、保育園の経営者にとつて高齢者の福祉施設をつくりたいという意欲があれば、むしろ率先してそれを支えていくという策を今後ともつていきたいと思ひます。

○大野つや子君 ありがとうございます。

女性が仕事について子育てと仕事を両立するためには、保育施設の充実だけでなく、労働政策においても女性の子育てを支援することがぜひとも必要であると考えます。とりわけ、育児休業制度の普及と拡充は、子供が一番母親を必要とする乳児期に子育てができるという意味で、子育てと仕事を両立するという上でも非常に重要です。そこで、労働省の方にはまず現在の育児休業制度の普及状況と今後の普及方策に対する基本的な考え方についてお伺いしたいと思います。また、女子保護規定の徹底が議論されている今日、子育てをしながら働いている親御さんについては、勤務時間、超過勤務、休暇の弾力的運用など、職場環境の上でも配慮が必要と思ひますが、いかがお考えでしょうか、お聞かせください。

○説明員(村上文君) 育児休業制度につきましては、平成七年四月からはすべての事業所に對して育児休業法が適用されていくところでございまして、その取得状況につきましては、平成四年度に出産した女性労働者のうち約五割が育児休業を取得しているという調査結果になっております。

労働省としましては、育児休業制度に関する規定の整備がおくれている事業主に対し、各種の機会をとらえて事業主に対し指導、援助を行い、法に基づき育児休業制度の定着を図っているところであります。

また、育児休業を取得しやすく職場復帰しやすき環境を整備するため、育児休業給付の支給、休業取得者の処遇その他の雇用管理等についての事

業主や労働者に対するきめ細かな相談、指導、それから育児休業者職場復帰プログラム実施奨励金制度の活用による育児休業取得者の円滑な職場復帰の促進などに取り組んでおります。

また、未就学児を養育する男女労働者の時間外休日労働に關しては、現行の育児・介護休業法におきまして、既に短時間勤務の制度、フレックスタイム制、所定外労働をさせない制度などの勤務時間短縮等の措置が事業主の義務、または努力義務として規定されているところであります。

また、今国会に提出している男女雇用機会均等法の改正法案におきまして、深夜業についての女子保護規定の解消に伴い、育児を行う一定範囲の男女労働者が請求した場合には深夜業に従事させてはならないこととする育児・介護休業法の改正を行うこととしております。あわせて、仕事と育児を両立することができるよう環境を整備する観点からも、労働時間の短縮に向けて積極的取り組みをいく考えでございます。

○大野つや子君 ありがとうございます。

次に、厚生省と労働省、両省に關係すると思ひますが、例えば夜間勤務のある看護婦さんや二十四時間営業のお店で働く方、またいわゆるパイヤクラブなどで働くお母さんなどの常に夜間の仕事を持つておられる方々がお子さんを育てる上での保育の状況についてお伺いしたいと思います。

現在、延長保育を行っている保育園でも午前七時から午後七時あるいは八時までの保育時間です。で、これらの方々の需要を満たすことは不可能です。また、夜間保育を行っている保育園が全国で四十カ所ぐらいあると伺っていますが、それだけの数では絶対数も当然不足している上、夜間保育といつても午後十時から午前零時までで保育は終わるようでございます。ある程度の規模の病院などでは事業所内保育を行っているようですが、これらの大半はいわゆる無認可保育所であり、さらに事業所内保育所のない職場で働く方は、保育資格を持たない人が預かる、そういう保育所に預けなければならないというような状況にあります。

す。これは労働省の所轄の問題にもなるかと思いますが、例えば出版社の編集者やマスコミ関係者、コンピュータソフト業界などでは今でも深夜までの超過勤務が恒常的であると伺っています。もちろん、二十四時間保育に対応する保育園が仮に公認されたとして、そこに勤務する保育士の労働条件、労働環境といったことも考慮しなければなりません。

そこで、厚生省及び労働省の方々に伺いをさせていただきたいと思います。保育園保育についてそれぞれの御見解をお伺いしたいと思います。

○政府委員(横田吉男君) 今回の改正によりまして、できるだけ多様な保育需要に合った保育サービスが柔軟に提供されるような保育所づくりを目指しておりますけれども、先生御指摘がございましたように、通常の保育所は昼間子供さんを預かるというのが原則になっておりますので、延長保育がございまして深夜勤務される看護婦さん等につきまして十分な対応ができるような状況になつていないというのが実態でございます。

こういった点につきましては、御指摘の中にもありましたように、事業所内の保育所あるいは夜間保育所というところによりまして対応を私どもとしては図つてきているのが実態でございますけれども、今後ともこういった面でもう少し必要にこたえられるかというようなことを念頭に置きつつ進めてまいりたいというふうに考えております。

○説明員(村上文君) 夜間ないし深夜にわたる仕事に従事している労働者にとりまして、仕事と育児の両立は大きな課題でございます。このため労働省としましては、仕事と育児との両立支援対策の一環として、労働者の勤務時間に配慮するなどの一定の基準を満たす事業所内託児施設の設置運営を行う事業主等に対して、事業所内託児施設助成金を支給することにより事業所内託児施設の設置促進を図っております。この事業所内託児施設

助成金を受給した事業場のうち、深夜にも業務を行う病院などにおきましては深夜に対応した運営を行っているところも実際に見受けられるところでございます。

また、夜間ないし深夜に就業する労働者が保育園終了後の保育のためにベビーシッターを利用した場合など、育児サービスを利用する労働者の費用を支援する事業主に対しては、育児・介護費用助成金を支給しております。

○大野つや子君 ありがとうございます。引き続き関連した質問ですが、それでは次のような場合の御対応はいかがでしょうか。つまり、常に夜間のお仕事をされている方は昼間寝なければならぬというわけです。これは人間ですから当然睡眠をとらなければならぬわけですが、ただ、小さいお子さんが身近にいますと眠りたくても眠れない、家事をしようと思っても家事がままならないといったようなこと、実際そのような陳情も実は受けております。

そこで、現行法において昼間の時間帯に仕事を持つていらっしゃる方が保育園保育を受けられないことになっておりますが、このように常に夜間の仕事をしていらっしゃる方に対しては昼間の保育の機会をつくることはできないのでしょうか。厚生省の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(横田吉男君) 御指摘のように、夜間勤務されているということになりますと、その間お子さんはどこかにまた預けるとなかなかしていきません。ケースが多いかと思えますけれども、さらに昼間保育所に預かるということになりますと、二十四時間その親御さんが子の面倒を見ようという機会がなくなつてしまふわけでございます。果たして子供の健全育成の観点からそれが望ましいのかどうかというような問題もあるのではないかと考えています。

ただ、いつも夜間勤務されてまた昼間も子供の世話をするという点で心理的、肉体的にも大変だという点もあろうかと思えます。こういった点につきましては、現在保育所におきまし

ても一時保育ということでやっているものもあります。こういったケースの活用などしやすきようなことができないかどうかが含めて検討させてもらいたいというふうに考えております。

○大野つや子君 ありがとうございます。さて、これは質問ではなく、私個人の意見としてお聞きいただきたいと思います。意見です。御答弁はいただかなくて結構でございます。本改正案におきまして、第四十四条の二第一項の追加で児童家庭支援センターの新設が盛り込まれております。

私は岐阜県の地方選挙区から選出されておりますが、岐阜県には九十九市町村があり、都市部はもとよりでございますが、地方の山村あるいは農村に参りましても目に入りません。郵便局、農協です。児童家庭支援センターは児童福祉施設に設置するということが、既存の施設で、かつインフラが整つており地方山間地域にも必ずある、そして地域住民の方が行きやすい郵便局や農協などの建物の一部に場所を区切って家庭支援センターの機能を置くというところが視野に入れていかないと考えます。さまざまな児童福祉施設が整備されている都市近郊などはともかく、地方山間部において有用な方法ではないでしょうか。

また、情報化社会の進展に伴い、発達したインターネットなどを活用すれば、そのインターネットに接続するパソコン、それを郵便局などにパーテーションされたコーナーを設けて、児童相談所の相談員や児童家庭支援センターの職員とインターネットのテレビ電話などによる同時双方向通信を利用して相談することも可能なのではないのでしょうか。そうすれば全国津々浦々に児童家庭支援センターを設置したのと同じ効果があるのではないかと存じます。

今回の法改正はともかく、今後の課題として郵便局、農協などに子育て、医療や高齢者の方々の駆け込み寺としての機能を持たすような視野を検討課題としていただきたいと思います。これは私の意見でございます。

今申し上げました意見にも若干関連はあるかもしれませんが、都市部と過疎地とは地域における社会資源の状況や地域の住民の方々が求めているサービスも当然異なっております。二十一世紀に向けた子育ての環境づくりについても、全国画一的な施策ではなく、地域の実情に応じた施策が求められていると考えますが、この点につきまして厚生大臣の御見解をお伺いしたいと存じます。

○国務大臣(小泉純一郎君) いろいろな支援体制が必要だと思えます。しかし、これを全部役所がやる、国の機関がやるとなると、これは本当にお金もかかるし、役人もふやさなきゃならない。そこで、私は民間でそういう支援体制をとれるような体制をむしろ地方公共団体なり国が考えていかなきゃならない時代だと思えます。

確かに実情は地域によつてさまざまでありまして。特に大都市と過疎地では子供の数も全然違います。それから、子育てに対する意識も違います。さらに、関連施設などその状況も全く違う。大都市と過疎地においてはさまざまな違いがあるように、こういう違いに対してどう対応するかということを一歩知つていけるのは地域の方であり、市町村だと思えます。

このような違いといいますが、多様性ということによって、画一的なものでは対応し切れない面がたぶんありますから、その辺は地域の実情に応じて適切な措置が必要ではないか。また、そういう地域の違いというものを受け入れるということも厚生省としては大事ではないかと思っております。

今後、そのような各地域の実情というものに配慮できるような質の高い子育ての環境整備に鋭意努力をしていきたいと思います。

○大野つや子君 大変ありがとうございます。きょうは貴重な御意見をちょうだいできました。感謝申し上げます。これにて私の質問を終わります。ありがとうございます。

○木暮山人君 平成会の木暮と申します。
児童福祉法改正案に関連し、お伺いさせていただきます。

既に同僚議員から多くの指摘がされているとおり、我が国においては急速な少子化が進行しております。先般の新人人口推計においても、近い将来人口減少社会が到来することを予測しており、我が国の社会経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されております。

昨年十一月には、社会保障関係審議会会長会議が示した社会保障構造改革の方向においても、制度横断的かつ総合的な少子化問題への対応の検討を求めるとともに、平成八年度からこの問題についての対応を開始するとしております。

この点、今回の児童福祉法の改正は、こうした少子化問題への対応の第一段階と理解してよろしいんではないかと。今後の少子化問題への対応策について検討、見直しのスケジュールをお示しいただきたいと思っております。

○政府委員(中西明典君) 厚生省といたしましては、御承知のとおり、従来から子供を産み育てたい人が健全に子供を産み育てていくことができるようにという観点から、エンゼルプラン、またその具体化としての緊急保育対策等五カ年事業を実施するなど、子育て支援のための施策の充実に努めてきていたところでございます。

今回の児童福祉法等の改正案につきましても、利用者本位という観点に立ちまして、保育所相互の間の競争を促進すること等によりまして保育サービスの質の向上を図っていくという目的、ねらいを持っておるものでございまして、これによってまた子育て支援の環境が整えられ、少子化問題への対応策の一助にもなり得るものというふうに考えております。

我が国の少子化傾向、少子化問題につきましても、これは非常に経済社会に与える影響が大なるものがあるというところは十分認識しておるところでございますが、この問題につきましては社会保障のみならず、雇用あるいは教育、住環境、生活環

境、さまざまな分野の制度や、それから社会慣行というふうなものも絡んでおりますし、それからまた個人の価値観が変化してきているといった点にも問題の所在があるかと思っております。また、少子化の進行そのものについての評価、これもいろんな考え方があるところでございまして、私どもといたしましては少子化問題そのものにつきましても幅広い観点から議論を行っていく必要があると認識いたしております。

現在、人口問題審議会が少子化問題について議論を開始しているところでございますが、そういったところで国民的な議論を喚起するための素材を提供していただく、それとまたそれをフィードバックして御議論いただくというふうな手続もとっており、そうした検討プロセスの過程で少子化への対応としてどのような施策を講じていく必要があるのかということについて結論を得ていきたい、かように考えております。

○木暮山人君 昨年十月に発表された経済審議会行動計画委員会医療・福祉ワーキング・グループにおいては、福祉の経済的な意味について、「福祉には日本社会を支える面があり、経済的側面を多分に有することを積極的に評価すべきである。」と述べ、「保育所の増設、充実等の保育対策の充実も女性の就業率向上、出生率向上を通じて労働力供給に資することとなる。」としております。

今後の少子・高齢社会を展望するとき、子育て支援策は将来への投資であり、我が国の経済社会にもプラスの効果をもたらす重要な施策であると考へます。少なくとも、現下の財政状況のみを理由に公的支援の削減、停滞を招くことは将来に禍根を残すことと考へます。

保育所等子育て支援の経済的効果について厚生省の御所見をお伺いします。
○国務大臣(小泉純一郎君) その経済審議会の報告といたしますが、これは大変参考になる報告だと思っております。

これから福祉の充実を考える場合に、公費を今までのようにそれぞれの要請に応じて投入するこ

とができるかという点、これまたこれを税金だけでやっていくというのに対しては非常に問題がある。財政状況もあります。また、国民の増税に対する反発もあります。そういう観点から、充実というのが単に官の役割だけではない、むしろ民間の役割を導入して福祉の充実につなげることができないかという視点も大変重要になってきたと思っております。

いわゆる民間でも、今まで官の分野であった手が届かなかった分野においても、参入できるんだとしたらどんな参入してもらう。今、福祉ビジネスという言葉が出てくるぐらい、むしろ営利企業でも福祉のためにやれるという企業が出てきております。もうけを得るからいけないんだという時代じゃないんですね。むしろ利益を上げながら国民にいろんなサービスを提供する会社が出てきた。いい商品を出す企業はたくさんある。いわゆる民間でも、本来役所の責任でやっていた分野に利益を上げながらできるんだという企業があれれば、それにどんどん参入してもらいたいという姿勢が、また環境支援が大事ではないかと思っております。

そういうことを考えながら、今後も福祉の充実策、公費の投入も大事な側面でありますが、そればかりでなくて、それ以外の民間の協力を求めて、福祉の充実に向けての方策を考えていきたいと思っております。

○木暮山人君 次に、エンゼルプラン、緊急保育対策等五カ年事業の進捗状況についてお伺いしたいと思っております。

この着実な推進については、先日の本会議以降、大臣も繰り返し答弁しておられます。しかしながら、緊急保育対策等五カ年事業については、比較的順調に推移している低年齢児受け入れ枠の拡大においても、九年度予算二万人増の五十一万人にすぎず、これまでのペースでは十一年度目標を達成することは到底不可能であります。

さらに、多機能保育所の整備、地域子育て支援センター、乳幼児健康支援サービス事業の達成率は、九年度予算においても一割にすぎません。

厚生省は、こうした状況で緊急保育対策等五カ年事業の達成がどこまで可能であると考えているのか、お伺いさせていただきます。

○政府委員(横田吉男君) 緊急保育対策等五カ年事業につきましては、エンゼルプランの一環として平成七年度から実施してまいっておりますけれども、ちょうど二年度目が終了したところでございまして、これから三年度目に入るところであります。その進捗状況も、今御指摘ございましたように、順調に推移しているところとそうでないところとなっております。

現在、各都道府県、市町村等におきましても地方版のエンゼルプラン等も作成されつつありまして、そういった育児支援に対する意識の高まりといえますが、そういうものもできつつある中で、今後残り三年間、私どもといたしましては種々工夫を図りながら事業の着実な推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○木暮山人君 実はエンゼルプラン、緊急保育対策が開始された平成七年の合計特殊出生率は一・四二と過去最低に落ち込んでおります。これは若い世代がエンゼルプラン等現行の子育て支援策に期待できないでいることのあらわれではないでしょうか。

介護基盤制度については、今回介護保険法案においてポスト新ゴールドプランとも言えるべき介護基盤計画の法制化が図られています。

この際、若い世代が子育てに希望を持てるよう、総合的な子育て支援策についても法制化を図るとともに、地方の子育て支援計画についても義務化すべきではないでしょうか。

また、現行エンゼルプランの見直し、具体化についても検討すべきではないかと思っておりますが、御見解をお伺いいたします。

○政府委員(横田吉男君) ゴールドプランあるいは介護基盤計画というもののにつきましては、これは老人の方につきましても今後介護需要が急速に増大するという状況が予測される中で、これをいかに計画的に整備していくかという観点からの策

険方式の方がすぐれているとして介護保険法案を国会に提出いたしました。しかし、社会保険方式には無保険問題や保険料あつてサービスなし等多くの構造的問題があります。

今回の改正は政府みずから措置にかかわる権利

性、選択性にすぐれた新たな公費方式が可能であることを認めたことになるのではありませんか。介護においても、保育所見直しと同様、公費による利用契約型のシステムを導入すべきではありませんか。厚生大臣の見解をひとつ伺いさせていただけますか。

○国務大臣(小泉純一郎) 介護サービスも保育サービスも現行の措置制度のもとではサービスを選択できません。所得に応じた利用者負担の差が大きいことも現実でありますから、共通点はあるんですが、保育サービスと介護サービスの違いといえますか。これは介護については保険方式を導入しますが、保育所については保険方式を導入するというのはこれはまた別の問題が生じてくるのではないかと。

というのは、介護を要する人は今二百万人を超えて、これは毎年ふえていきます。保育所も今までのようにごく限られた一部のお子さんではなくて確かにかなり一般化してきてはおりますが、それは介護ほどではない、サービスを受けるにあって、より一般的じゃない。第一、人間だって毎年毎年、年をとりますけれども、年が減ることはないんですよね。年金だって必ず年をとれば受けられる。医療だっていつか病気になるばか。介護だっていずれ自分も介護を受けるときが来るであろうという想定ができる。しかし、大人は絶対子供に返ることはできないという点から考えれば、介護に保険を導入するからといって保育所は保険を導入しないのか。しかし、サービスという点においては似通った面もありますけれども、この問題については私はやっぱり違いがあつていいんじゃないかなと。

と同時に、今までの措置制度をどうして選択制にできるかという点、保育所の面においてはどちらかというふうな状況にありません、全体から言えば、むしろ空きが目立つところもある。介護の問題はむしろこれから施設をふやしていかなきゃならないという点もあります。

そういう点において違う点もありますが、似

通っている共通の面はともに公費は投ずるということ。保険方式を導入しましたから介護に公費を導入しないというわけじゃありません。公費も導入します。保育所でもそうです。利用者が選択の余地が出てきたけれども、じゃ公費は導入しないのかという点、そうじゃありません。公費も導入します。そういう点も考えて、現在の社会の背景が違ってきた、また保育所についてはごく限られた一部の人からかなり一般化してきた面から見れば、選択の余地を与えた方が保育サービスの水準も向上するのではないかとというふうに考えます。

○木暮山人君 どうもありがとうございます。引き続きまして、介護保障については我々平成会は措置にかわる公費負担方式をベストと考えております。この問題についてはまた改めて議論させていただきますとして、いずれにせよ措置制度がこれまで果たしてきた役割とその問題点については議論は既に煮詰まっていると思います。

今回の改正は、児童福祉施策の全般的見直し、少子化問題への対応の第一歩であると同時に、社会福祉全般の構造改革、措置制度にかわる新たな福祉体系の検討への第一歩にならなければならぬと思います。

福祉構造改革に向けての大臣の御意見、御決意を再びお伺いしたいと思います。

○国務大臣(小泉純一郎) 社会保障の構造改革について主眼点を挙げると言えは四つあると思います。

一つは、情報開示や在宅サービスの促進など、個人の自立を支援する利用者本位の仕組みを重視していくこと、これは介護にしても保育所にしてもそうです。利用者本位に立つものです。

それと二つ目は、公私の適切な役割分担、そして民間活力の導入であります。どの程度まで公がやるのか、どの部分を利用者が負担するのか。さらに、公費だけじゃない、民間の活力をどうやって導入するのか。

第三点には、国と地方の役割分担であります。

今、地方分権が盛んに言われておりますが、国と地方の役割分担と同時に、分権、分担しなくても、それぞれ連携を強化していかなくやらない、こういう点を両方から考えていかなきゃならない。

四つ目においては、各種関連施設があります。老人福祉施設も保育施設もあるいは病院も薬局も、いろいろ施設があります。この関連施設の連携を強化することによって総合的な対応ができるんじゃないか。

主に言えばこの四つの点、こういう観点からこの基本的な方向を目指して改革に取り組んでいこうと。社会保障制度全般に新たな取り組みが必要ではないか、その方向に沿って構造的な改革に取り組んでいきたいと思います。

○木暮山人君 どうもありがとうございます。時間でございます。質問を終わらせていただきます。

○委員長(上山和人君) 本案に対する午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩

午後一時一分開会

○委員長(上山和人君) ただいまから厚生委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、児童福祉法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○水島裕君 平成会の水島でございます。

児童福祉法案ですので児童の立場に立つてお聞きするが本筋でございまして、いろいろデイスカッションがございましたので、私はむしろ保護者の方の立場に立つて私の意見を述べ、御質問をしたいと思います。

日本女性に対する女性親というのが小泉大臣と私とで違っているかもしれませんけれども、私は日本社会における女性の活躍というのはもう一つ

ではないかと思えます。もっと活躍していただきたいというふうに思っているわけでございます。

私個人の経験をいまして、私は大学とか大学院で働いていた方で、現在もまだ多少しておりますが、研究においてはベンチャー的な仕事をしないとうまくいかないというので優秀な人材を募集していろいろ研究などをしていたわけでありますが、日本の現状ですと、度胸もあつてそういうのをひとつやってみようというのには意外と女性なんてございませぬ。ですから、優秀な女性が集まって仕事ができるようになっていけばいいんですが、そのとき非常に困るのがやはり育児との関係でありますし、またそういうのを克服しないと女性が本当に能力を持ち活動していてももらえないわけでございます。

保育所の設立趣旨というのを見ても、家庭が困るから母親も働いて、そうすると子供さんの育児に困るから保育所をつくるというふうなことから出てきたと思えますが、現在でももちろんそうでしょうけれども、やはり私は女性の働く権利を守つてあげる、それから優秀な女性はぜひそこで活躍して、さらに能力を持ってもらいたいという側面も持っているのではないかと考えていますけれども、その辺、大臣の御意見はいかがでございますでしょうか。

○国務大臣(小泉純一郎) 女性が自分に合った、またやりがいのある仕事を持っていながらお子さんができるような働き方ではないか、こういう状況は本当にもつたないかと思うのであります。私の周りでも、お子さんができたからやめると、もつたないかと思う方が結構います。自分が仕事をしたい、お子さんができるとどうしてもやめなきゃならないという環境に対して、できれば仕事をしながら子育てが両立できるというふうな環境を整えていくのがこれから大事ではないかと。

保育をめぐる環境も女性の仕事につく状況がこうして一般化してくると当然変わってきます。ごく限られた人が保育所にお子さんを預けるという

のではなくて、より一般化してきた現在においては、当然今までの保育所の考え方、役割が変わってきたから、そういうような時代の変化に応じた保育所の体制をとっていくことが重要であると認識しております。

○水島裕君 ありがとうございます。

ですから、こういう委員会でも、労働力が不足するから女性も働いてもらうと、そういう考え方にやなくて、もうちょっと格調高くやっていきたいというふうに思っております。同意していただけますでしょうか。

では、少し一般的なことに入りますけれども、保育所というのは全国的に言うところと不足していないというふうに言われておりますけれども、年齢別あるいは地域別ということを考えると非常に私は不足しているのではないかとこのように思っています。

例えば、余り個々のことを言うのは適切じゃないかもしれませんが、大都市周辺、例えば東京二十三区、横浜、それから浦和とか、千葉なんかはよきような感じがいたしますけれども、そういうところでは保育所が不足していると思えますし、また時間も例えば六時半までとるか、そういう時間的な問題も含めるとそういう実情じゃないかと思えます。

今申し上げたところに関しまして、保護者のニーズに合うということも頭に入れて、現状がどうだかお答えいただければと思います。

○政府委員(横田吉男君) 全国的には充足しているわけでありまして、御指摘のとおり、首都圏など大都市におきましては待機者がかなり多い状況が見られます。

御質問がございました地域につきまして申し上げますと、平成八年四月一日現在の数字でございますが、東京都二十三区の場合、待機者の数が四千三百八十三人、このうちゼロ歳児から二歳児が三千六百五十三人ということでかなりの割合を占めております。それから、横浜市につきましては、待機者数が

千八百六十七人、うちゼロ歳児から二歳児までが千二百四十三人ということでございます。

川崎市につきましては、六百二人の待機者でありまして、うちゼロ歳児から二歳児が四百五十五人ということでやはりかなりのウェートを占めております。

また、埼玉県浦和市でございますが、五十六人、このうちゼロ歳児から二歳児が二十四人というところでございます。

ただ、例えば東京都二十三区をとりましても、四千三百八十三人の待機者がいるわけでございまして、この地域におきましても入所率は全体で八七・六％ということで一万三千六百八人の空き定員がある状況でございます。

したがって、保育所は地域の実情によってかなり異なっておりますので、この数字を考える場合にも細かい範囲でさらに詳細に見ていく必要があるのではないかとこのように思っております。

○水島裕君 今のお話ですと、かなり融通をきかせたり、あるいは弾力的に対応していけば随分不足が解消するところもあるというふうにお聞きできますが、そういうことでございませうか。

それで、三歳以下、ゼロから二歳児に対して最も不足しているというお話で、それはもともとでもその辺もぜひ対策を進めなくてはいいのではないかと思います。

一方、私どもが現実に対応するのは、例えば幼稚園児のときには母親は十分働ける、だけれども低学年の学童になりますとそういう施設が十分ではないと思っておりますので、学童保育についてはいかがでございますか。こちらの質問と正確に合っているかどうかわかりませんが、お願いします。

○政府委員(横田吉男君) 放課後児童健全育成事業というところで、こういった就学前の児童でなく、小学校に入塾した以後の児童につきましても事業を展開しておりますが、八年五月の調査によりますと、全国ベースでは八千六百ほどのこ

いった放課後の児童の健全育成事業を行っているところがございまして、市町村で約千というところで全市町村の三分の一で実施されている状況でございます。児童数で約三十二万人というところでございまして、都市部あるいはこの事業が行われていない市町村もかなりございまして、正確な全国的な数値はございませんが、潜在的なニーズもかなりあるのではないかと考えております。

私ども、今回の改正におきましてこの放課後児童健全育成事業を法律上位置づけまして、その普及を一層図ってまいりたいというふうに考えております。

○水島裕君 それはそれで大変結構だと思います。繰り返すことになるかもしれませんが、子育てがある程度うまくいって、幼稚園あるいは保育所でございますけれども、保育所のときに働ける、だけれどもそれでせっかく能力が出ていようなことも身についたときに低学年学童になって、そこでまたやめなければならぬという例が結構多いわけでございまして、ですから、また後でも申し上げますけれども、いろいろな工夫をしてぜひその辺の対応をさらに考えていただければと思います。

それから、今のお話にあったように、低学年学童についてのニーズというのは潜在的にはもともとあるのではないかと思いますけれども、その辺はいかがでございますか。

○政府委員(横田吉男君) 放課後児童健全育成事業についてのニーズでございますが、先生御指摘のとおり、働く女性がふえているということに対応いたしましてかなり需要が増加してきているというふうな考えでございますが、今のところそういった潜在ニーズまで含めました数値的なものは調査がないのが実態でございます。

○水島裕君 その辺もぜひ調査をしていただければ、必ず多くあるというふうに思っております。それから、今度の法改正でもって、例えば保護者のニーズとして非常に必要なのが一つは延長保育です。それからもう一つが遠いところに行かないで近くに保育所がある、あるいは助めに行く

のにいいところにあるとか、そういう距離的な問題でございますけれども、その辺は今度の改正でもってかなり対応できるようになったのでございましょうか。

○政府委員(横田吉男君) 今度の改正を踏まえまして、私どももいたしましては、現在の正規の開所時間というものは朝の七時から午後六時までという十一時間になって、これが全国一律ぴしっと決まっているわけでありまして、これが全国一律ぴしっとの開所時間を各地域の実情なり保育所の判断におきまして弾力化できるようにいたしたいと思っております。

現在の延長保育のニーズを考えますと、一時間以内、特にあと三、四十分あればかなり結構であるという方もおられますので、こういった弾力化によりましてかなりのそういったニーズの部分は正規の保育時間ということでカバーできるものも出てくるのではないかと。さらに、その上に立ちまして、それ以上の保育を必要とする者については延長保育をどうするかということにつきまして、これは現在の制度を維持していただきたいという御意見もございまして、施設の自主化に任せてそれぞれ自由によつていただいたらどうかというさまざまな意見がございまして、私も今後関係審議会の御議論等伺いながら十年度予算編成の過程で検討してまいりたいというふうに考えております。

○水島裕君 はい、わかりました。それでは、少し認可外施設についてお尋ねしたいと思えます。

いろいろ足りなかったところを実質的にこういう施設がカバーしているということではないかと思っておりますけれども、そういうところで果たしていらつしやいますけれども、そういうものをつくって合っているかどうか、あるいはそういうのをきちんと検査なさっているかどうか、あるいは保育ができる方が規定どおりぐらいいるかとか、そういうことは指導あるいは調査していらつしやる

と申しますのは、ついでに申し上げますと、例えば0157なんか随分問題になりましたけれども、そういう感染に対する防御とか、そういうこととまできちんとわかっているかどうかということでございます。

○政府委員(横田吉男君) 認可外の保育所につきましては、全国で四千三百八十八所ございます。これにつきましては、地域の実情に応じて保育所がこたえられない部分について役割を果たしているところがあるわけでありますが、その実情はさまざまございまして、配置なり構造設備、かなり大きなばらつきがございます。私どもこうした認可外保育施設につきましては、最低基準というものが認可保育所については設けているわけでありますが、これではなくて当面の指導基準というのを設けまして、各都道府県を通じて指導、監督を率施いたしております。特にベビーホテルというもののにつきましては毎年立入調査を実施して、その内容につきまして報告を都道府県の方から受けているところでございます。

それから、〇157への対応についてでございますが、昨年来、この問題につきまして保護者に対する注意喚起を含めまして、その予防について各都道府県を通じて指導を行つてきているところがございます。今後とも、こういった点について意を一層強くして努力してまいりたいと存じます。

○水島裕君 何も〇157ばかりが衛生管理の村象ではないわけですけども、〇157がわかりやすいので話に出したわけでございます。

ちよと保育所あるいはこの認可外施設ということとを離れまして、昨年、〇一五七があれだけ滞りまして、どこで起きているかというのを見ておきますと、給食がすごく多いわけですね。幼児それから児童への給食、幼稚園あるいは小学校の給食が非常に多いわけであります。そのほかにもファミリーレストランみたいな外食産業もたくさんあるわけですけども、どういうわけだか去年

私が感じますところは、どうも外食産業というものと給食というものの審査の程度が違うのではないかと、給食の方が甘いのではないかというようないかを感じたのですけれども、その辺はいかがでございましょうか。それから、改善策をとられましたでしょうか。

○政府委員小野昭雄君　〇157に關しての御質問でございますが、幼児あるいは學童の給食施設につきましては、外食産業等一般の營業施設と同様に、施設設備の衛生的な管理あるいは食品の衛生的な取り扱いにつきまして保健所が立入検査等監視を行っております。また、調理従事者の衛生指導も行っているところでございますが、御指摘のように、いわゆる給食施設と外食産業との間量の差というものはございませんで、ともに大量に調理をするわけでございますから同一レベルの指導を行っているところでございます。

それからまた、昨年の例を委員お取り上げになりましたが、施設設備の整備のほか、いわゆる調理の衛生的な取り扱いというふうなことが必ずずりしも十分に行われていない可能性があるわけでございます。まして、本年の三月に大量調理施設につきまして原材料の受け入れから調理、保存、食事の提供に至るまでの全工程におきまして重点管理をすべき事項を定めました衛生管理マニュアルを作成しましたところでございます。これに基づきまして給食施設などにつきまして衛生管理の一層の徹底を指導し、食中毒発生の防止に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○水島裕君 繰り返しお聞きます。

と申しますのは、昨年給食であれだけの〇157の患者が出たというのは、私、この児童福祉法なんかには全く相反するようなことで、児童、学童であるがゆえに損害をこうむったというふうに思っております。私の聞いた範囲では、外食産業などはその開設に当たって検査をして認可はするけれども、学校給食ではそういうことはないと思

先ほどの御答弁ではそうでもないようですけれども、どちらが合っているのをごさいますか。

○政府委員（小野昭雄君） いわゆる食品衛生法に

に基づきます。外食産業というのは、これは営業の許
可でございます。いわゆる営業、食事を提供する
ことによつて利潤を得るといふ、業として行つて
いる場合が外食産業でございますが、学校給食と
いうのは食事を提供することによつて利潤を得
る、いわゆる営業するといふことではございませ
ん。したがつて、いわゆる学校給食等の給食施設
と普通の外食産業はその性格を異にしておりま
す。が、大量に食事を提供するという意味にお
いては同じでございます。また、いろんな問題
を起すケースにおきましては外食産業とかわ
る。と、外食産業、それから学校給食食
施設を問わず、同一レベルの厳しい指導を行
つてゐるところでございます。

も、外食産業などで、例えばこの間〇157が出ましてから、食品は食べたものはマイナス二十席う十四日置くなつていろいろな指導が出て、そういふふうになつていろんなことがわかるようになったというわけでだけれども、そういうのは外に食産業には前から命令は出してないわけでございいますか。つまり、何でそうしたら給食だけそういふふうに厳格になされたわけでございますか。

○政府委員(小野昭雄君) 検査の保存期間の延長につきましては、昨年〇157が多発をしたわけでございますが、委員御存じのように、この〇157は非常に潜伏期間が長いというふうなことが

ありまして、**原因究明を**

○水島裕君 外食産業ではそういうことは今まで

も命じていないし、現在も命じていないということ

とですか。

○政府委員（小野昭雄君） 外食産業であれ学校給

食であれ、同様に検食の保存期間は二週間にする

ようにという指導をいたしております。

○水島裕君 それは〇157の事件が起きてから

1

私の言っている方が合っているんじゃないかとも
 思いますけれども、それはどちらが合っているか
 はよく検討なさってください。

とにかく、去年の発生頻度を見ますと、そういう給食で起きているのが非常に多いということはどう確かだと思えます。それで厳しくして、なおかつ外食産業ではそういうことが起きていないということでごいいますので、やはり児童福祉という点では、今はよくなったのかもかもしれませんが、でも、以前はよくなかったということではないかと思えます。

それは「申し」にかゝる。この例題所にあるのは今の認可外施設というところでもたくさん給食とかあるいはそれに類するものが出ているんだと、思いますけれども、またそういうことで起きるといっておそれもあるわけでございますので、その辺の検査あるいは基準というのはどうなっておりますでしょうか。

○政府委員(横田吉男君) 乳幼児等につきましては非常に抵抗力が弱いということで、私ももうこういった児童福祉施設につきましては特に調理時など、どの衛生管理の徹底、あるいは調理員、入所者の健康管理、それから感染の防止につきましては昨年六月来数度にわたりまして都道府県関係団体を通じてこういった衛生管理面での徹底を指導してきております。

今後とも、そういった予防、衛生管理につきまして指導してまいりたいと考えておりますし、また保存食用の冷凍庫につきましても購入が困難なところ等については国庫補助を行っております。こういった点についても今後とも意を用いてまいりたいというふうに考えております。

○水島裕君 〇157の話が出ました

に申し上げますけれども、これに関してはお答へ

は結構でございます。

昨年の八月二日に〇157の集中審議がござい

ましたとき、私の方で、私が多少関係してゐる

研究でござい、ますので、ます、ます、お答へは結構でござい、ます。

石室のいさゝかの一室に土名に新木

三

ざいますが、O157で最も危険なベロ毒素に対するマウスの抗体を私どもの関係で持っているの、それを人に使えるようにするとO157も怖くなくなるのではないかとということで、できればことしと思ってい込んですけれども、だんだん無理になってきて、来年度は臨床試験ということで使えるように今努力されているわけでござい、それが本来の一種の危機管理でござい、まあ順調といえは順調なんですけれども、マウスの抗体を人にするために、これは日本で技術がないのが非常に残念なのでござい、今アメリカに頼んでいるわけでござい、その契約が最近できましたので、あと数カ月でO157で最も怖いベロ毒素の中毒に対抗できるようなものができてくると思いが、そういうのも四、五カ月おくらせてしまったということ、今後ぜひおくれなようにいろいろ関係者の協力を得ていきな、というふうに思っております。

私が何を申し上げたいかちよとわかりにくいかもしれませんが、本場に我々純粋な気持ちで、いろいろな政策にしろ、いろいろ仕事にしろ、やっていきたいということをやっているわけでござい、まずいけれども、何かその目的が別のところにあるのではないかと、損得でやっているのではないかと、そういうようなことで、特に議員になりましてからそういう感じがします。やはり私は、O157にしろ、いろいろな緊急問題にしろ、いろいろな政策にしろ、本場に純粋な気持ちでやっていきたいと思っております。厚生省の方もどうぞよろしく願ひいたします。多少何を言っているかわからないことで恐縮でござい、また、私も、わかっているだけの方にはわかっていただけたらと思いが。

それでは、まだ少し時間もござい、最後は大臣に一つお伺いして終わりにしたいと思います。

現在、やはり何といったって緊縮財政でござい、ですから何でも予算をつけたらいいわけにはいかないわけにござい、そういう点で

この保育行政あるいは保育所対策というものを考えていくときに、公立私立あるいは民営公営というふうなことも抜きにして、先ほどの認可外施設といふものも含めて、あるいは小学校の余剰教室、余っている教室を使うとか、あるいは目的としては高齢者対策も考えるというふうなことで、一口に言って民間の活力も入れて、よい意味での競争原理を入れて対策を立てていかないと、これは介護保険にしろしてもはかばかしい、大臣も恐らく同じようなお考えだと思いが、私も、一緒に思いが、今後日本をそういうふうに変えていかなくては、こういう問題も含めて解決しないのではないかと、いうふうに思いが、ひとつ大臣の御意見を改めてお伺いしたいと思いが。

○国務大臣(小泉純一郎君) 今回の改正法案によつて利用者の仕組みを変えたいと、それに保育所がどのようなサービスを提供するかによつて利用者の対応も違ってくると思いが。

公立であろうが私立であろうが、認可であろうが認可外であろうが、そういう点においてサービス競争が始まるということは歓迎したい、またそのような形で保育所の水準が上がっていくことを我々は期待しております。基準は認可であり、認可けれども、それ以外の分野においてもより保護者の、子供のいろいろな要請にこたえていいサービスが、できるのだったら、それは当然じゃないかと。また、時間の面においても保護者の要望にこたえるような、保育所がそういうサービス提供できるのだったら、当然親御さんはいくつか保育所に希望が殺到するであろうから、そういうことによつていろいろな保育所の創意工夫が発揮されるように、ある程度自由な経営判断といふ、経営手腕が問われるというのがこれからの私は保育所のあり方ではないかと、経営者もどうか上にあることを期待しております。

○水島裕君 ありがとうございます。

○清水澄子君 私の質問時間は二十五分ですから、

ぜひ答弁も簡潔にポイントのみお願いいたします。

まず、放課後児童健全育成事業についてお伺いいたします。

(理事尾辻秀久君退席、委員長着席)

この制度化は私も長年にわたる要望でござい、また、また社会的な懸念の課題でありましたので、今回これが社会福祉事業として明記されるに至ったということは一歩前進ということに受けておりました、評価をしたいと思います。しかし、今回の改正は予算措置で今まで行われてきたこの現状施策の追認であつて、むしろ今後この法制化を契機にこの事業の質的な面、量的な面でもっとこれを本格的な学童保育にしていくということが非常に必要ではないかと思いが。

現時点では、この放課後児童対策に取り組んでいる市町村は全体の三割にすぎません。そして、実施場所とか指導員の状況、そして費用負担も千差万別で、必ずしも子供が放課後毎日過ごす場所としてふさわしいかどうかというところは、大いにこれは今後点検を、ここを引き上げていくということが非常に重要だと思いが、大臣、厚生省はこの放課後児童健全育成事業といふのをどのように位置づけたいらっしゃるか、基本的な考え方を聞かせください。

○政府委員(横田吉男君) 小学校の低学年の児童につきましましては、これは就学前の児童と違ひまして、終日保育を必要とするという状況ではないわけであり、私どももいたしましては、その健全育成を図るという観点から平成三年度から、御指摘がござい、また、放課後児童クラブ事業ということで推進してきています。

今回の法制化は、こういった放課後児童健全育成事業を法律上明確に位置づけまして、社会福祉事業としてのいろいろな特典も得られるようにする、市町村において地域の実情に応じてその取り組みを促すというふうなことを考えておりまして、今後質の確保を図りながらニーズにこたえて

この事業の一層の普及推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○清水澄子君 この制度は既に社会的には学童クラブと学童保育という言葉で大体社会に定着をしていっていると思いが、それがどうしてこんなまきにお役所用語ですね、放課後児童健全育成事業といふ、そういう名称になったのか、なぜ学童保育という言葉を使わないのか、お聞かせください。

○政府委員(横田吉男君) 児童福祉法で保育と申しますと、就学前の児童であつて母親が就労等により昼間保育に欠ける者をこれを保育所に入所していたら、きまして保育を行うというふうな仕組みになっているわけであります。この点につきましては、小学校に入学された子供につきましては、こういった就学前の児童とは異なっているということでござい、私どもこれにつきましては従来から放課後児童健全育成事業というふうな形で使っているということでござい、したがって、今回も同様の考えに立ちまして、学童保育というふうな言葉は使っていないということにござい、

○清水澄子君 厚生省が監修をしていらつしやいます社会福祉用語辞典、これには学童保育といふのは「両親が共働き世帯のいわゆるカギツ子対策として、保育に欠ける小学校児童を対象に放課後行つて保育をいう。国の制度としては確立しておらず、一部地方自治体や地方自治体の委託を受けた民間が行つていふ」と厚生省児童家庭局、社会・援護局監修の辞書にも明確に「学童保育」とあります。そして、広辞苑にも大辞林にも日本国語大辞典にもすべて学童保育といふことで辞書を引くことが出来ます。

それにもかかわらず、それを変えなければならぬという理由には非常に私は希薄だと思いが、今後ともそれこそ学童保育といふことでみんなが子供たちを社会で一緒に育てていくという、育ち合おうというやっぱイメージが広がるために私はぜひこのことをここで強く要求して

おきます。

次に、国はこれまでにこの学童保育に対しては三分の一の国庫補助をしておりませんが、今回の改正によってこういう放課後児童健全育成事業という名称でここに法的な市町村に努力義務を課したわけですが、そうであるならばやはり国の補助率を引き上げることが非常に必要だと思えますが、その点はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(横田吉男君) 放課後児童対策事業につきましては、就労と子育ての支援を図るということで極めて重要だということで今回法制化を図ったわけですが、その点でも、その実施につきましても各地方公共団体がそれぞれの地域の実情に応じて自主性を十分發揮していただきたいということ、多様な形態が現在行われておりますけれども、これをそのまま生かしたいというふうにお考えのところでございます。

それから、国の財政状況も非常に厳しい状況にございますので、現在の予算補助で行っている補助率を引き上げるといふ考えは今のところ難しいというふうにお考えしております。

○清水澄子君 やはり財政的な支援をやらなければほとんど整備できないですね。ですから、その点はやはりもっと積極的な姿勢を見せていただきたいと思えます。

次に、厚生省はこの市町村が行っている学童保育で働いている職員の労働条件等の実態を調査してつかんでおいていただくのか、そのことをお答えいただきたいわけですが。

そして、今回のこの学童保育の法制化によって、それらの学童保育に携わる人々、職員の身分とか労働条件、賃金、そういうものの向上が期待される、期待をしていいと私たちが判断していいのでしょうか、その辺お答えください。

○政府委員(横田吉男君) 現在行われておりますこの放課後児童クラブ事業につきましては、実施主体、実施形態、極めて多種多様な形で行われているのが実態でございます。私もその詳細な実態というものはまだつかんでいない状況でござ

います。今後、こういった点につきましても実情を把握するような調査を検討してまいりたいというふうにお考えしております。

また、今回の法制化に当たりましても、今行われております多種多様な形態ができるだけそのまま尊重して行われるようにということで、法律に盛り込むに際しましては各種規制も最小限にとどめていくところでございます。したがって、職員の雇用形態につきましても、市町村あるいは運営主体それぞれの自主的な判断で行っていただきたいというふうにお考えのところでございます。

ただ、今後こういった事業がさらに普及されるに伴いまして、私もさまざまな人が、ボランティアも含めまして、これに参加していただきまして一層充実したものになるように期待しているところでございます。

○清水澄子君 市町村の自主的な判断は、当然これから協力とか推進しなければならぬでしょうけれども、まず法を改正した以上はやはり厚生省が私は第一の責任があると思えます。その姿勢を示すことが本当の学童保育を推進する、そういう施設を普及する原動力になると私は思いますが、今お答えの中で、市町村の学童保育に働いている人たちの実態はつかんでいないというお答えがございましたので、やはりそこに働いている人たちが非常に身分が不安定な状況の中で本当に子供たちの、つまり健全育成などということが、自立を促進するわけですから、ですからそういうことを支援していくにはやはり職員の身分安定というのは第一のテーマだと思えます。

そういう意味で、今後調査をして、その事実の上で改善をするということをごで御確認いただきたいと思います。いかがですか。

○政府委員(横田吉男君) 法制化に際しまして昨年の五月にも放課後児童クラブにつきまして調査を行ったところでございますけれども、今後、調査項目、つけ加える項目があるかどうかという点も踏まえまして、検討してまいりたいというふう

うに考えております。

○清水澄子君 必ず改善をしていただきたいと思えます。

次に、この事業の対象となる子供なんですけれども、ここで昼間も父母の働いている児童という、働く父母の家庭の児童ということになっていくわけですが、私も私は先日の質問のときに申し上げました。これからの少子化社会という中で、子供が地域の中で、子供集団の中でどう育ち合っていくか、子供たちの集団の遊びをどうつくり出していくのかということが本来子供たちを自立促進するということの一番大事な問題だと私は思います。そういう中で子供たちが安心して、父母もそうですが、子供たちが安心して放課後を過ごせる場所が絶対に必要だと思います。そうしなければ親は非常に心配なんです。しかしその場合も親の就労によって対象を分けるべきではないと思わなければならぬのかというところについてお答えいただきたいと思えます。

○政府委員(横田吉男君) この放課後児童健全育成事業の法制化に当たりましては、やはり親御さんが働いていること等によりまして昼間子供が一人で家庭でいること等につきまして不安があるというふうなことで健全育成を図るということでございますので、この六条の一におきましては「小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」と書いておられるところでございます。本事業が一つの事業として成立するためにはこういった条件を満足していただくことが必要であると思っておりますけれども、そこで事業をやっているところと十歳以上の児童が来たらいけないとか、そういう運管の問題につきましては各運営主体の自主的な判断によりまして対応していただければよろしいのではないかと。私もそういった、各地域の実情に応じてできる限り多様で柔軟な対応が図られるように指導してまいりたいというふう

うに考えます。

○清水澄子君 私がお尋ねして問題提起しているのは全然違った答弁で、本当にもっと討論を深めたい衝動にかられておりますが、時間がないので次に移ります。

この事業は児童館、児童センターとか学校の空き室とか公民館とか民家とかアパートとか、現在さまざまな施設で行われているわけですが、もと、本当に子供たちの育ちやすい環境をつくるべくしていくというにはやっぱりある一定の環境の基準が必要だと私は思いますが、この点について厚生省はどういうことをイメージしておられるのか、お答えください。

○政府委員(横田吉男君) 先ほども申し上げましたように、この事業は現在、実施主体、実施形態、場所、人数、非常に多様な形態で行われておりまして、私もとしては法制化に際しまして、これができるだけ生かされることが望ましいというふうにお考えしております。この事業の性格上、余り厳格な基準をつくることは適切ではないのではないかと考えているところでございますが、今後この最小限の基準というものをどうしたらいいかというふうにお考えしております。

○清水澄子君 次に、教護院についてお尋ねいたします。

教護院というのを今度児童自立支援施設という名称に変えられたわけですが、名称を変えて、わざわざこの四十四条を改正しながら、その対象になる子供を、これは前の、明治以来の対象ですね、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童」、これはそのまま改正せずにお使いになり、さらにそれに加えて「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて」というふうになるわけですが、これはどうして今回改正をされるに当たってこの「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童」というのを改正しなかったのか。そしてまた、将来不良行為をなすおそれのある児童という

のは何を指しているのか、またそれはだれが判断をされるのですか。

○政府委員(横田吉男君) 今回のこの教護院の改正に際しまして、私も今御指摘のございました表現についても、つとて表現がないかどうかという点についても検討をいたしたところでございますが、これにつきましては立法技術上のいろいろな問題がありまして、結果としてはしなかつたというところでございます。

一つは、それは対象児童につきましては少年法との関係がございまして、少年法による保護処分決定の送致施設とこの教護院、児童自立支援施設はなっているわけであります。同法との関係はその範囲をこちらサイドだけで変更するというのはなかなか難しいというところでございます。

それから、これを仮に変えるといたしましても、全く同一の内容を示すほかの適当な用語が存在しなかったというようなこともございまして、結果として前の表現をそのままにしているということになります。

清水澄子君　大変なことを言っているらしいですね、いい用語がなかったからと。しかし、この表現から何をイメージされるのかで大変なことになる、非常に私は危険だと思います。

その上に「家庭環境その他環境上の理由により生活指導を要する児童」というふうな範囲を広げられた理由は何を想定されているのか。そして、この状況の中で本当に子供の人權を尊重した自立支援ということをやっていくという確信があるのか、ということと、あわせて、通所といいますか、

親のところから通っていいとあるんですけども、現在五十七施設はどういうところにあるんですか。山の中とか非常に僻地にあるので、そこに通えるんですか、毎日。そういう意味で非常にこれは問題の多い私は条文になっていると思います。が、いかがですか。

○政府委員(横田吉男君) この新たにつけ加わりました「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」ということでございます

が、これは具体的には家庭における養育が適切に行われなかったために日常生活におきます基本的な生活習慣が身についていないとか、良好な対人関係を結ぶことが困難であるとか、将来に対する自立的意欲を欠いているというような児童を想定しているものでございます。

一方において、健全な児童と、それから不良行為あるいは犯すおそれのある児童という間にありまして、今申し上げましたようなことによつて、家庭での生活よりもこの自立支援施設に入つていただきまして指導をした方がその児童のためにもよいというようなことについて児童相談所が一定の手續のもとに、本人、父母の同意も得まして入所していただいで自立支援を図ろうというものです。ございます。

この場所でございますが、通所もできるように
ということで、入所だけでなく通所あるいは施
設後のアフターケアも含めまして児童の自立支援
を図ってまいりたいということでございますが、
通所についても、通所の方がその児童にとりまし

て適切であると認められる場合にこうした通所もできるような仕組みにしたところでございます。場所等はさまざまなところにございますので、それぞれの実態に即しまして適切な配慮が行われ

るように指導してまいりたいというふうに考えます。

○清水澄子君　こういう場合に子供の意見表明権というのはどういうことになるのでしょうか。本当に簡潔に言ってください、もう時間がありますので。

○政府委員（横田吉男君） 入所に際しましては、本人の意向あるいは保護者の同意というものを必要としております。

○清水澄子君 本人の意向ですね。表明権ではないですね。——わかりました。

じゃ、次に質問いたします。

厚生省は今度教護院の児童入所対象に不登校児を対象にするというようことが報道されて、率はいろんなところで波紋を呼んで非常な警戒が起

きております。

厚生大臣、実はきのうこの不登校児と言われた子供たちが非常に自立的な、自分たちで「月刊」あそびのページ編集グループ」というようなものをつくって、そして不登校児でいる子供たちに子供同士でその子たちの心に支援を呼びかけている、そして自分たちがともに生き合っているというグループなんですが、このグループがきのう厚生省にこの問題について要望書を持っていきましたけれども、大臣、それをこらんなったでしょうか。

○国務大臣(小泉純一郎君) 拝見いたしました。この記事で不登校児がすなわち反社会性があるというようにとらえるのは決していいことではなないと、学校に通学していないということであつてこれが直ちに反社会性にとらえるのは短絡的ではないかと思ひます。

そして、不登校児にはいろんな原因がありますから、今回新たな対象となる児童は家庭環境等々の理由により何らかの問題行動等が生じ、適切な生活習慣の確保など個々の対応に応じた生活指導等

を要する児童であり、必ずしも不登校性とか反社
 会性がある児童ではない。今回、不登校児である
 という理由で児童自立支援施設の入所対象となる
 ものでもないということをはっきり申し上げてお
 きます。

○清水澄子君 大臣もそれをお認めになり、そう
だなお思ひになりますか。

○国務大臣（小泉純一郎君）　そうだなということ
 はどういふことですか。

○清水澄子君 学校に行かないということがすべ
て、今度の教護院に不登校児であるということ
を、それを対象にするとか、それが非行行為であると

か反社会的であるとか、そういう見方は間違っているというのが子供たちの訴えですけれども、そういうふうによっぱり受けとめてくださいます

か。
○国務大臣(小泉純一郎君) はい、そのとおりであります。

○清水澄子君 実はいき、自分の子供かやほり不

登校児ということにされて、これはある県の中央児童相談所に相談したところが、あなたの子供は情緒障害児だというのが無理やり教護院に入れられそうになったと、あなたは帝王切開で産んだのだから子供は情緒障害になつてゐるんだといつて無理やり入れられそうになったという訴えが来ているんです。こういうことは私はやっぱり非常に、子供と最も接触する、福祉とかそういう立場にいる職員の皆さんの子供に対する偏見とか、そういうものが非常に多いのだと思います。

ですから、そういう点で本当に子供の人権の立場、人権を尊重するやはり自立支援というのは、もっとそういうことは今後研究をしていただかなければ、今度の改正が逆により多くの範囲を広げていきますから、非常にあいまいな表現ですね、家庭生活の環境とか、とてもあいまいです。そういう

うことは十分秘は警戒をしていただきたいと思
います。

最後に、もう時間がありません、一つだけ最後
にお願いしたいと思います。

われた、その点は非常に評価をしたいと思います。今度教護院に学校教育が適用される法改正が行われた、これは当分の間は現行のまま、しかし、附則七ではこれは今後の間は現行のまま、ということになっているわけですが、やはり一日も早く子供たちの教育を受ける権利、教

育権、学習権というのを保障していくというのは、法律をつくった以上、それを一日も早く実行する

ことが必要だと思っています。

その場合、これは今五十七ある施設で九つぐら

いが分校方式になって、そこには教護がいるわけですから、しかし教護院では子供に教護が職務として施設内で学校教育法による学科指導を

行っているわけです。ですから、今回名称を変えられたわけですからこうした特例を、普通は福祉施設にいても教育というのは通学して受けるのか

そういう権利があるわけですから、やはり学校教育の保障、教育権の保障というのを、厚生大臣、ゼン文部省とも御相談いただいて、一日も早くこれ

を当分の間としないといつまでに実行するということ。をぜひ私はお約束いただきたいと思うんですが、大臣の御決意をお願いいたして私の質問を終わりたいと思います。

○園務大臣(小泉純一郎君) 今回の改正案においては、いわゆる学校教育に準ずる教育に関する規定を削ったわけです。厚生省としては、この改正案が施行された後、すべての入所児童についてできる限り速やかに学校教育が実施されるよう文部省やあるいは地方公共団体等と連携を図りながら取り組んでまいりたいと思います。

○清水澄子君 終わります。

○竹村泰子君 先日この委員会では主として保育の問題を私は質問させていただきましたので、きょうは少し違った観点から御質問申し上げます。

施設体系について、現在の入所施設の幾つかに見直しの必要があること、そして相談、通所など在宅サービスも積極的に提供する必要がありますことをお気づきになって法案をいろいろおつくりになったことは評価いたしますけれども、具体的な処遇場面における人権保障、そういう問題についてぜひ再検討が必要であると思います。個々の施設の役割、処遇内容については、教護院以外は報告内容にも盛り込まれないまま法律案作業が進んで提案となったということで、具体的な人権保障について不十分であると、私はそういうふうに考えております。

特に、大変残念なことですが、児童の虐待、体罰、こういうことにつきまして、私も大人の一人としてとても責任を感じますし、残念に思いますが、非常に多く事例が報告されているというふうに思います。

施設における体罰の実情というのは、厚生省、調査されたことがありますか。

○政府委員(横田吉男君) 現在のところ全国的な状況を私どもの方で十分把握していないところでございます。

○竹村泰子君 言うまでもないことですが、

大臣、子供たちがどのような境遇にあって、どのような環境にあつても本当に自立を促しているというところは人間としての尊厳にかかわる問題である、自信と誇りを持って生きていけるようになることでありまして、このような力はやっぱり周囲の大人の信頼と愛情によって培われるものではないかと思ひます。

しかし、施設に入る子供には、入所以前に既に最も愛する、最も信頼する親からの愛情と信頼関係が損なわれている場合が非常に多いわけでありまして、自分に対するマイナスイメージ、あるいは自己の自立に向けての芽を大きく踏みこじられて傷ついている子供たちが多いわけです。そういうところ、施設の職員によるいじめ、体罰、心の傷はどんどん深く大きくえぐられていくばかりではないかと思ひます。犯罪の行方と云つてもいいかも知れないと、少し大げさかも知れないけれども、そういうふうにも思ふわけです。

ちよつと資料をいただきましたが、児童虐待関係の、主として児童相談所で把握された虐待のケース、平成七年度で二千七百二十二件、これは厚生省報告例だけですね。そのほか経路別相談件数とか主たる虐待者とか、そういうことで把握しておられる数字があつたら教えてください。

○政府委員(横田吉男君) 主たる虐待者ということでございまして、一番多いのが実母ということでごさいます。五二%を占めております。その次が実父ということで約二七%、それから次に多いのがそれ以外の父親ということでございまして、再婚等の場合かと存じますが、九%、それからそれ以外の母親というのが五%、その他が七%というところございまして、実母実父、やはり親による虐待が非常に多いというふうな状況になっております。

○竹村泰子君 一番多いのが実母、その次が実父ということで、本当に私も大人の責任を感じるところでございます。児童相談所における経路別相談件数としては家族というのが一番多いんですけども、児童福祉施設というのも結構数としては

多くあるのではないかと思います。

これは少し前の大変残念な事件で、皆さん多分新聞で読んでおられると思ひますけれども、船橋市のある施設で、その施設の職員や施設長などが大変な体罰を行つて子供たちが逃げ出したというところで、今、人権救済の申し立てがなされているというふうな事件も発生しております。

こういうことが後を絶たずに子供たちは虐待を受けているわけで、もちろん家庭内暴力というふうな形で子供が親を傷つけるということもあるというのとはよく知つてはいるわけですが、こういう中では、先ほど犯罪の行方ではないかと申し上げましたけれども、体罰禁止規定の新設ということが含まれていなかった。保護者による、あるいは職員による子供の虐待の防止策について、今回の改正では児童家庭支援センターの設置等、地域の支援体制の充実により虐待の早期発見、早期対応を図ることとしておられますけれども、虐待の防止はこれで十分なのではないかと。

二十八条などを改正して、親子分離については後でちよつと触れようと思ひますが、親子分離やケアについて定めるべきではないでしょうか。また、虐待した親、虐待された子供の双方に対するプログラムの策定や専門スタッフの養成、確保、そういうことについてぜひお考えを聞かせていただきたいと思います。

○政府委員(横田吉男君) 先ほど先生からちよつと御指摘のございました児童相談所の件数のうちで、児童福祉施設百九十一件ということで六%を占めておりますが、これは児童福祉施設内の虐待ということではなくて、福祉施設の方から相談の方に通報があつたものということでございまして、ちよつとその点だけ注意させていただきたいと存じます。

虐待防止につきましては、一つはできるだけ身近なところで早期発見、早期防止ということで、このたび基幹的な養護施設等に児童家庭支援センターを設置したいというのが一つあるわけでありまして、その一方におきまして、現在はこういった

問題について児童相談所が中心になつてはいるわけでありまして、これをより困難なケースについて的確に判断をしていただきたいということ、そのバックアップシステムをいたしまして、都道府県児童福祉審議会の意見も聞いて、そこで弁護士、医師等の専門家にも判断していただいた上で的確な措置を講ずるような仕組みにしたいということでございます。

そういう面では、虐待防止につきまして一つのネットワークというふうなものを形成しながら、できるだけの確な対応が図られるようにしてまいりたいということでございます。

その専門家あるいはスタッフにつきましても、児童家庭支援センター、児童相談所、それから都道府県の福祉審議会の委員というふうなことで、今後それぞれ専門家を的確に選定していただきまして、ケースごとに的確な判断ができるような体制をつくつてまいりたいというふうに考えております。

○竹村泰子君 しっかりそのところはお願いしたいと思ひますが、児童虐待ということでは、児童虐待とは一体どういうことなのかというその定義が規定されていないために、児童虐待の通告、二十五条が困難になる場合が非常に多くあると。児童虐待を発見した者にその事実を児童相談所に通告する義務が法律上ないために虐待の事実が見逃されてはいる。いや、あれは子供にしつけをしていただけですとか、そういうふうには言われちゃうと、やっぱり第三者はなかなか、毎日のようにそれが行われていることがわかつていても、通告することが非常に名譽毀損やプライバシーにつながることがあることもあって、これは私もいろいろ考えてみましたが、大変難しいことはよくわかります。

しかし、だからといって子供たちをそのままにしておくわけにはいかない。このところはやはり法的にきちんと規定をして、そういう通告義務を法律上の義務としてきちんと果たすことができるようにすればいいのではないのでしょうか。

それから、現行法上、十五歳以上の被虐待児には施設の入所措置に当たってその意見を聴取することは義務づけられていない。この子供の意見表明権を尊重する権利条約にも非常に違反をしているというところで、私は本当にこういうところはまだまだ十分であるというふうに考えるわけがあります。

このところは三十四条の問題ともかわつてきまして、三十四条の中に、この間からこの委員会の中でいろいろ問題になっております三十四条ですけれども、全くこの古めかしい古典的な文章を書き直さなかった。ちよつと字句を「戸戸について」というのを直したり、「虞のある」というのを平仮名にしたり、その程度しか直していませんけれども、ここに私たちはポルノや買春等の問題についてもぜひ入れていただきたいと思いましたが、それから今の虐待防止規定、これもこの三十四条にきちんと罰則つきで入れるべきであつたというふうに考えているわけです。

禁止規定の見直しにつきましては、他法との整合性、それから言葉遣いが適当かどうかということも含めまして今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○竹村泰子君 最後に、大臣にぜひ伺いたいと思います。

先ほど清水委員の御質問に對してお答えをいたしておりましたけれども、きょうは私はぜひともこれは大臣にきちんと答弁をしておいていただきたいというふうに思います。

教護院における対象児童の拡大の問題について確認をさせていただきたいと思ひます。

先日来、繰り返しこの質疑が行われておりますが、厚生省がどう説明しましても、条文上は、非行のおそれのある児童とは別に、家庭環境その他の環境上の理由による児童が今回新たに入所の対象となるとしか読めないんですね。特に、現場においては不登校児が一律にこの入所の対象になるのではないのかという懸念、これが広まっております。お父さん、お母さんにも広まっております。不登校という言葉自体、私は余りいい言葉じゃないと思ひます。欧米ではホームエデュケーションというふうな言葉を使うところもあるようでして、学校に行かざる子供という意味ですから不登校という言葉の使い方も少し考えなければならぬと思ひますけれども、児童自立支援施設の対象となることはいいことについて、再度大臣に確認をしたいと思ひます。

○政府委員(横田吉男君) 虐待の定義につきましては、従前、身体的な虐待をもつて虐待とされてきたわけでありまして、現在は性的な虐待、それから養育の拒否・怠慢、いわゆるネグレクト、それから心理的虐待も含めまして虐待とする考え方が有力になっておりますけれども、まだ定義をめぐりましては学説さまざまございまして、共通な認識に至っていない点もあるわけであります。ただ、私もこういうところある程度広い考えに立ちまして、その早期発見をし、早期対策をとれるような今度の改正によりましてネットワークづくりを図ってまいりたいと思ひます。

それから三十四条関係でございますけれども、この表現の問題、それから御指摘のございました子供ポルノ等の問題等について、いろいろそれぞれごとに少しずつ違つておりますけれども、この

す。

○説明員(加茂川幸夫君) お答えをいたします。

不登校児を初めとして、先生御指摘のように、一部に大変心配する声も強いことも私も承知をいたしております。いたしておりますが、先ほど厚生大臣の御答弁にもございましたように、今回の改正により新たに児童自立支援施設の対象となる児童につきましては、登校拒否を理由としてこの施設への入所措置が講じられるものではないと私も理解をいたしておるところでございます。

なお、文部省としましては、この新しい施設の対象児童に対する対外的な説明を行う際、あるいはパンフレット等の広報資料を作成する際には、保護者等関係者に登校拒否児が対象であるかのよう誤解が生じないような配慮を厚生省とも十分連携を図りながら講じてまいりたいと思つております。

また、先生御指摘の不登校あるいは登校拒否の用語につきましては、関係者の間にいろいろ意見が分かれておりまして、文部省としましては登校拒否と不登校、両方併用して用いておるところでございます。

以上でございます。

○竹村泰子君 終わります。

○西山登紀子君 きょうは私は児童保育の問題について伺ひをいたします。

私は機会あるごとに、当委員会でも児童保育の制度化を要求してまいりました。ですから、今回の児童福祉法に児童保育が位置づけられましたことは評価することができるところでございます。

厚生省の補助事業が一九七六年に開始をされて以来約二十年がたつておりますが、働く女性の仕事が継続できるようなことで、子供も安全な成長ができるようにということで、父母らが共同で児童保育を始めたわけですね。この事業の児童保育という呼称、先ほどは広辞苑に載つていないという話がありましたけれども、ほぼ呼称として定着しておりますので、私も以下、児童保育

ということでも質問をさせていただきます。

今回の法改正、待ち望んでいただけに要望も非常に多く出ているわけですね。

全国児童保育連絡協議会が見解を出していらつしやるわけですが、こんなふうに述べています。「今回の法律案は、国と地方自治体の公的責任があいまいで、施設や指導員に関する最低基準や国と地方自治体の財政保障も規定せず、現状をそのまま追認する内容となっております。これでは、地方自治体に児童保育の量的拡大と質的向上に努めることを促すにはきわめて不十分であると言わざるをえません」。こんなふうに見解を述べていらつしやるわけです。

また、社会保障制度審議会も答申の中で、「今回同事業が法定されることは評価できるが、その質量にわたる充実が望まれる」、こういう答申を出していらつしやるわけです。

(委員長退席、理事清水澄子君着席)

そこで、大臣にお伺ひしたいわけですが、今回の児童保育所の法制化についての目的と意義、今後の法制化によって現在の児童保育がどのように変わるのか、大臣の御所見をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(小泉純一郎君) いわゆる放課後児童の健全育成、今言われた児童保育の問題について、時代も変わつてきております。社会背景も戦後からは大きく変わつておりますので、今回、児童の健全育成の観点から児童福祉法も改正しなきゃならぬのではないかと、そういう中で放課後児童に対する育成事業を児童福祉法の中に位置づけて、それぞれの地域の事情に応じた取り組みを図ることが必要ではないかということで今回の改正案をお願いしているわけでありまして。

それそれ見方はいろいろあります。御不満もあると思ひますけれども、一部の限られたお子さんが保育所に行くという状況から、むしろ保育所に預けるということが一般化してきた、さらには一時期は就学前の子供が保育所に行くのが当然であつた、それが就学後のいわゆる児童に對しても

今までの児童育成といいますが保育事業に似たようなそういう事業も必要ではないかという声が強くなり起っているところから、今後ともそういう面に配慮しようということで改正案をお願いしているわけでありまして、私は一歩も二歩も前進したものであると思っております。

○西山登紀子君 保育所のとときと同様にすけれども、やはり入学式が近づいていましてすけれども、私も子供を保育所から入学させたときに、学童保育所が周りにありませんでした。そのときに本心に心配で心配で働くのをやめようか、こんなふうな悩んだものです。ですから、今回法制化がされたということ、これは本当に喜んでいてるわけですが、今回の改正によってやはり実効が伴わなければならぬと思うわけですが。

（理事清水澄子君退席、委員長着席）
本改正案では三十四条の七に、実施主体を市町村に限定せずとあります。「市町村、社会福祉法人その他の者」が事業を行うことができるというわけですが、その「その他の者」というのは、統計をいたしましたが、公立公営が今五七・七％、公立民営は二〇・三％、民立民営というのがあります、千八百九十八カ所で二二・〇％なんですけれども、この法改正の「その他の者」というのは民立民営のものであつて、父母らの共同経営方式のものも含まれるのでしょうか。

○政府委員（横田吉男君） 「その他の者」ということでございますが、私もこの放課後児童健全育成事業の運営主体といたしましては、市町村、社会福祉法人に限らず、父母会のほか、さらに社団法人、財団法人、保護者会、地域の運営委員会、個人及び民間企業も可能であるというふうに考えております。入るといふふうに考えております。

○西山登紀子君 ですから、父母らの共同経営といいますが、自主運営をしているところもその「その他の者」の対象になると、こういうことですね。

○政府委員（横田吉男君） はい。
○西山登紀子君 確かにその対象になるわけですが。

けれども、問題は、今、全国で、父母会の自主運営で行われている学童保育所で、全くだこからの補助もない自主運営をしているところの実態を御存じでしょうか。

私は京都なんですけれども、実は二十年ほど前になりますけれども、自宅を開いたしまして文字どおり自主運営の共同学童で子供を育てた経験がございます。しかし、二十年もたつていのに、京都市内ではまだどこの補助もない、そういう自主運営の共同学童保育所が、京都市内なんです、十二カ所あります。その実態を少し御紹介したい、知っていただきたいと思つておられます。

京都の伏見区というところにあるんですが、その学童クラブ、既に自主的に運営されて九年目になります。これは建物は築八十年、京都ですから古い木造の建物。夏はきかないクーラーと狭さのために子供たちの靴のおいでむんむんする。冬はすき間風のたれにとても寒い。部屋の中にくみ取りのトイレがあるんですね。二階の天井は少し屋根裏が見えるというふうな、施設はそういうところなんです。それでも子供たちにとっては大切な場所です。

職員はどうかといいますが、指導員の先生がいらつしやるんですけれども、基本給は七万五千三百七十二円、一時金は年二カ月であります。もう一人の指導員の方は、基本給七万二千八十円ですね。保護者の負担というのは、もちろんどこからの補助もないわけですから、年間を通じて、公設の学童はほぼ三千円程度なんです、約三倍、一万円程度の保育料を払わなければならないために入りたくても入れない子供たちがその地域にはたくさんいる。この点も非常に問題であろうと思つております。

さらに、もう一つ違うところなんですけれども、やはりどこからの補助もありませんから同じような状況なんです。これは南区というところにある共同学童保育所ですけれども、築三十年、一軒借りた家賃は三万四円です。六畳三間をぶち抜いて、指導員が二人と二十人の子供たちが今、生活をして

ているわけなんです。とにかく非常に狭いという状況に置かれてるわけですね。ですから、そこで二十人の子供が一斉に暴れるわけですから、コピー機が壊れたり、いろんなことが起こっているわけがあります。

ここもやはり指導員の先生は月給十数万円足らずで、二人の若い男性の指導員が、非常にボランティア的ですが、情熱的かつ献身的にやつていらつしやるわけでありまして。父母の負担もやはりどこも同じです。子供一人、月二万円を払っている。母子家庭や父子家庭の方々は割り引いて月額九千円というふうにお話し合ひでいらつしやるわけですから、こういう状況であります。

願ひというのは、市が責任を持った学童保育所を一日も早く設置してほしいけれども、それができるまでの間、せめて共同学童保育所に年間を通じての助成をしてくださいというのが要求であります。

これはもう十二カ所、それぞれ同じようなひどい状況なんですけれども、私はいろんな実態を、手元に届けていただいたのを見て、皆さん金閣寺を御存じでしょうけれども、この金閣寺の近くに金閣寺の家の家という共同学童があるんですけれども、この共同学童は場所が定まらないので、第二・第四土曜とか、長期の休暇のときに場所を借りられなくなつちやうのでジプシーのように場所を探していると、こういう実態がある。これを見て、本当に私も二十年前を思い出しまして、法制化と同時に、こういう状態がなくならないと法制化の本当の意義が薄れてしまふんじゃないかなと思つておられます。

○政府委員（横田吉男君） 放課後児童健全育成事業についての財政的な支援の問題でございますが、私も現在、エンゼルプランに基づきまして、緊急保育対策等五カ年事業の中でこの放課後児童クラブにつきましてもその普及促進について助成を図つてきているところでございます。

ただ、国として助成を行うということになりますと、どうしても基準あるいは規制というものと裏腹になつてまいりますが、今回の法改正におきましては、現在非常に多種多様な形で行われておりますいわゆる放課後児童健全育成事業をそのままできる限り自由に行つていただくという考えのもとに、最小限の規制にとどめるという考え方で法制化を行っているわけでありまして。

したがいまして、今後こういったものについての助成ということになりますと、それぞれの地方公共団体の御判断、あるいは国費の対象ということとございまして市町村が直接行つか、あるいは委託するという形が必要になりますし、また規模におきましても二十人以上というような基準がございまして。

したがいまして、全部をこれの対象とするというのは現時点で国費の対象としてはなかなか難しい面があるわけでありまして、今回の法改正とそれから従来からのこうした助成事業を通じまして、この五カ年事業で目標としております九千カ所という目標の実現に向けて、私も最大限努力してまいりたいというふうに考えております。

○西山登紀子君 ちよつとお聞きしていることと違ふんじゃないかと思つております。

そういう全く今何の補助対象にもなっていないところを、この法改正を機会にして市町村の対象事業に参入させるようにしてほしいと。多種多様ないろいろなやつてゐるから、私が今紹介したような状態がそのまま続いているというわけではないと思つておられます。法改正の趣旨もそうではないと思つておられます。

ですから、大臣、ちよつとここで、通告しておりますけれども、こういう自主共同保育をやつて

いらつしやるのを聞きになって、感想でいいですから、大臣の御感想を。

○国務大臣(小泉純一郎君) それはお金があればいろいろ支援したいという気持ちにはわかります。しかし、今いろんな方面から補助金はカットせよという声も強い。補助金をふやすどころじゃなくて、補助金も老人福祉施設に対してさへもカットしろという声の一部にある。

この保育所に対する事業も主体は地方公共団体であります。地域の実情に応じて、地方の議会が支援するというのは自由であります。そうであるが、国がまたこの補助金を拡大して助成措置を講じようという状況というのはなかなか難しい。しかしながら、もし市町村が財政面で支援したものであつて、それが国の予算補助要求に合致したものであるというものは当然厚生省としても支援していいと思うのであります。そのほか今いろんな団体がむしろボランティアでそういう児童育成事業といいますが、そのような事業に参加したい、あるいは力になりたいという面も活用した方がいいのではないかと。そういうことによつて、公費で欠けた面は民間の協力によつて補われる面も出てくるんじゃないかと思ひます。ともかく時代がすぐく変わつていく。

私は、今ちょっとそのお話を聞いていて、自分の子供のころを思い出します。

私は、昭和十七年生まれですから、戦後で三歳か四歳。学校へ行ったのは、公立小学校ですけれども、当時は二部授業でした。子供が多くて、午前と午後に分けられちゃった、教室が少ななくて、帰つてくると家にいる時間が少なかったです。家にいるといつたつて、いなかだった、近所のみんなは、何をしていたのか。メンコかビー玉かペイゴマ、セミとり、トンボとり、もうそれでくたぐたに疲れて、どこへ行っているかと心配されて、やつと家に帰ってくる。しかし、そういう事情は、地域でも子供が少なくなつてきた。しかしながら、最近ではそういう放課後の児童の保育が必要とするという場合も出てくるわけ

ですから、もし民間でそれじゃ遊びに来ないといふ家庭があつたら、そういうところもいいじゃないか。あるいは地域でそういうような事業に参加してくれる父母の皆さんが何かやろうというのだつたら、それもよしと。ともかく、いろんなそういう支援体制を整えていく、あるいはそういう協力をしていただける方に対してはそのような意欲を持ってもらうというよう施設が公費助成と相まって必要ではないかと感じております。

○西山登紀子君 今、大臣が言われたビー玉とかメンコとかという大変子供らしい環境。それは今、児童保育の中にあるというふうに言われているんです。周りにはないかな。そういう子供、異年齢集団もいなくなつていくし、児童保育というところに行くところと子供らしい遊びがあるなどというふうな感じで、私は何も共同児童で子供たちが不幸だなんて思つていません。私も自分の子供を育ててきましたし、大変幸せだつたと思つています。立派な指導員の先生に育てられたし、親たちは一生懸命子供たちのために共同で夜遅くまで保護者をやっていますから。

しかし、それには国も市町村も全く何の補助もしない。京都市の場合、そういうふうな何の補助もしていない。そういうところから非常に困難が生まれているし、子供の間の処遇に不公平が、余りにもひどい差ができていくんじゃないかということ。そういふところにも少しでも援助の手が差し伸べられるようになれば、それは非常にうれしいことだ。なにかいうふうな思つていくわけですね。

そこで、次の質問ですけれども、「その他」というふうになつていくところで、市町村の公的責任があまりない。阪神大震災のときに西宮市で公設の児童保育が倒れましたけれども、それは市がすぐ建て直してもらつて再開できたわけですから、補助事業だけでやっていくところは建物も倒れてもうそのまゝつぶれてしまつたと、こういう格差ができます。

〔委員長退席、理事清水澄子君着席〕
ですから、余りにも極端な差が生まれるのは避けるべきだと思つておられますけれども、この市町村の公的責任、こういう点でやはり比重を置いた改正が必要だと思ふんですけれども、その点どうでしょうか。

○政府委員(横田吉男君) 放課後児童健全育成事業については、市町村にその普及を図るためのいろんな促進努力を今度課しておりますので、こういった点で各市町村においてそれぞれの実情におきまして本事業の普及促進に一層私どもは努力していただきたいというふうに考えております。

○西山登紀子君 ちよつと時間が少なくなつたので先に飛ばしますが、児童保育の要求は今日、都市部だけではなくて農村部、例えば京都でいえば丹波、こういう地域でも、やはり労働形態が変わつてきたということもありまして、児童保育を自主的に開設しているところもふえております。

ですから、こういうところはやはり二十人以上というふうな規定があつてもなかなか補助は受けられないということになりますので、過疎地に特別な措置をとるべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。補助事業としての特別措置。

○政府委員(横田吉男君) 私どもといたしましては、放課後児童健全育成事業について、御指摘のように各自自治体の状況にさまざまであると思ひますけれども、国の予算補助事業といつたものは、どうしても全国一律的な基準というものを設定し、行わざるを得ないということでごさいます。現在二十人という要件を設けております。これは現実には若干名の増減は許容し得るような形で実施させていただいておりますけれども、これを緩和するといふのは現時点ではなかなか難しいというふうに考えております。

○理事(清水澄子君) もう時間です。
○西山登紀子君 保育所の場合には特定のそういう過疎地の対策がとられているので、今後ともぜひ御検討いただきたいと思います。

終わります。
○釘宮警君 きょうもまた最後でありますので、今までに議論がずつと詰まつてきておりますので若干重複する部分があろうかと思ひますが、少し観点を交えて質問をさせていただきますと思ひます。

今回の児童福祉法の改正については、現場サイドで非常に不安感を持つておるといふ話を私は一昨日の質問の中でも申し上げました。この法案そのものを見て、細部については政令で定めるところの部分が多過ぎるものから、この政令がどういふふうな形で出てくるのかということによつて大きく意味合いが違つてくるわけでありまして、その辺を少し押さえて質問をさせていただきますと思ひます。

まず、保育所の問題で、きょう午前中、木暮委員の方から質問がありました。保護者が希望する保育所が定員オーバーをした場合にどうするか。公正な選考基準について市町村で考える、くじ引きとかそういうようなこともあるだろうし、特に保育ニーズの非常に高い人が排除されないような配慮をしていかなきゃならない、そういうふうな答弁があつたと思ふんですけれども、私がここで心配するのは、これは市町村にゆだねるということにしますと、御案内のように市町村というのは有力者が複雑に介入をしてまいりまして、そしてうちの子供をとにかく優先して入れてくれというふうなことがまた入つてくるのではないのか。

実は、今回の介護保険の議論の中でも、いわゆる介護認定については地方公聴会等でも、これを市町村でやらせられたらたまたまのものじゃない、とにかく議員いろいろな人が来て、村長、どうしてくれるんだ、町長、どうしてくれるんだという話になつたら、とてもじゃないけれどもできないというふうなことで、そういう議論もあるわけですから、私はこういうものが介入をできないようにしていくためには、厚生省としてそれなりの公正な選考ができるような基準、こういうふう

なものを定めるべきだというふうに思うんですが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(横田吉男君) 希望者が定員をオーバーした場合、どのように公正にこれを選定していくかという点はなかなか重要なことだと思っております。

先生御指摘のように、母子家庭などニーズの高い児童が排除されないように優先度を設けるとともに、選考ルールにつきましても、どういう方法で選考するのか、これは各市町村で決めていただくことになりすけれども、私どももいたしましてもガイドライン的なものを出して参考にしたいと、ただこのようなことを考えたいと思っております。

また、各市町村が決めるルールそのものについても、内部だけということではなくて、これを公表いたしまして、だれが見てもどういうルールのもとに選定が行われているのか明らかになるような方法を考えていきたいというふうに考えております。

○釘宮馨君 特に、保育所については、やはり保育に欠けるといふところがこの保育所の一番の基本でありますから、そういう意味で、そういう方々が排除されないような点についてぜひ御腐心をいたいただきたいというふうに思っています。

次に、同一の社会福祉法人の中に養護施設と保育所が併設されている、こういう施設がかなり全国にあるわけですが、今、実際に養護施設に入っている子供がその隣にある保育所に行けないんですね。これは二重措置ということでは禁止しているわけでありすけれども、この問題については、先ほど大臣が保育所に預けることが一般化したというのを先ほどのどなたかの質問の答弁の中でされておりました。

私は、やはり養護施設に預けられている子供というのは非常に大きな心の傷を持ち、ある意味では普通の家庭の子供以上の手当てをしてあげなきゃいけないという状況の中で、今みんな近所から子供が来てその保育園で遊んでいる、それなのに自分は隣にある保育所に行けない、こういう

ふうなことがあるというのが果たして本当にこの子供たちを救うことになっていくのか。またとりわけ、先ほど大臣から三つ子の魂百までという話もありましたが、この二つ、三つのときにもしそういうふうな気持ちを受けたら、やっぱりおれたちは別なんだ、我慢しなきゃいけないんだというふうな思ってしまったら、私はそれは子供に對する大変な負担になっていくし、またそれが将来、子供の人格形成の中に大きな影として残っていくのではないかと、こういうふうなこともありす。厚生省としてどういうふうなこの問題についてお考えになるのか、お聞かせをいただきたい。

○政府委員(横田吉男君) 児童福祉施設が複数ある場合、その間の二重措置の問題ということもございますが、先生御指摘されましたように、養護施設というのは二十四時間そこで児童を養護していただくということで一つの施設ができていくわけでございます。隣にある保育所に行く、どういう形で行くかということがいろいろあると思ひますけれども、仮に両方に入所するというようなことでも、その運営費をどうするか、その責任体制はどちらにあるのかとか、いろいろな問題が起ってくるということでもございまして、また養護施設自体にいる児童は保育所の入所要件である保育に欠ける児童は保育所のかどうかというふうな問題もございまして、私ども今の時点ではかなり正面切って言うということになりますと難しい問題であるというふうに考えております。

ただ、御指摘の中にもありましたように、相互に交流をするというふうなことの意義というのはあるかと思ひますので、運用面で工夫の余地がないかどうか、そういうことも含めまして今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○釘宮馨君 この問題は、余り議論を深めていまずと時間がなくなるんですけれども、ただ私がここで申し上げたいのは、やはりこういう養護施設の経営等で、一昨日の質問の中でも言いましたけれども、いわゆる規制が余りにも多過ぎるんです

よ。ですから、例えば子供に不利益にならないようなことであれば必要以上にこれはいけないとかじゃなくて、今、多分、厚生省がなかなかこの問題について積極的な答弁ができないというのはやはり予算の関係とか対大蔵省の関係とかというものがあつたらうと思ひます。しかし、私は、そうであれば養護施設で、いわゆる運営費の中からその部分は例えば加算とかそういうようなものの使途の中で、いわゆる子供の養育上不利にならないことだったらどう現場の中でやってくださいやと。改めて予算を下さいと言っているわけじゃないんですよという声もあるということとをぜひ御理解いただきたい。

これは厚生大臣が言っているように、公費はもうこれからそんなにふえない、ならば使い道を一々決めてこれ以外に使っちゃいけないよというのじゃなくて、その中にポランタリーな気持ちを持った職員がおつたら、うちにどうぞ来なさいよということと認めた方がいいじゃないですか。私はそういうことを申し上げたかったわけでありす。

ちよつと質問の順番が違ふかもわかりませんが、事前に言っておきますが、これと関連して私が申し上げたいのは乳児院です。

乳児院は、今回の改正で「乳児院に、乳児のほか、保健上その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね二歳未満の幼児を入院させることができる」と、こういうふうになっておるんですね。

私は、おおむね二歳未満という数字が入つたということは、多分、厚生省は、いや、今まで一歳だったんだが、これが一歳延びたんだからというふうなお考えなり、またそういう答弁が返ってくるだろうというふうに思ひますけれども、私は、これもまた大臣の答弁をおかりして大変恐縮ですが、三歳までにしっかり抱いて、そつとおろして歩かせる、周りに愛されているという実感を得ることによって健やかな成長がある、これはもう本当におつしやるとおりだと思ひます。ならば、何で

二歳になつたら子供を動かさなきゃならないのか。きのうまで抱いていた人がかわるわけですよ。そういうふうな点で、何でもこういう画一的な年齢制限というものをここであえて入れなきゃならないのか。これは多分、施設を経営していく乳児院と養護施設とがあつて、それは施設の理屈であり、行政の理屈なんです。子供というものがそこに全く無視されている、私はそこが一番問題があるというふうに思ひますけれども、その点はいかがですか。

○政府委員(横田吉男君) 児童福祉施設として法律上一定の位置づけをする場合に、やはりどういふものかというのを定める必要もあるわけでございます。乳児院についてはそういうことでございまして、乳児院ということとやってきたわけでありすけれども、現実にはいろいろな対応がされてきたというところでもございまして、私ども今回、この乳児院の入所対象につきまして、保健上その他の理由により必要がある場合にはおおむね二歳未満の幼児を入れることができるということとございまして、運用につきましても、今御指摘のあつたような点も踏まえまして、できるだけ支障のないように運用してまいりたいというふうに考えております。

○釘宮馨君 私は、このことをあえて法案の審議の中で指摘しておくことによつて、今後何らかの形で、法律というものがひとり歩きして、それが行政から指導を受ける現場というものはこれの方がいいんだけれどもなかなか言えない部分があるんですよ。本当は現場からそういう意見をどんどん聞いて、厚生省が柔軟にそういう問題に対して、やっぱりそうだなと思つたら、私はぜひ運用面で弾力的な運用をしていくように行政指導をしていただきたいなというふうに思ひます。

それから、児童相談所の一時保護についてちよつとお伺いをしたいのでありますが、私の選出であります大分県、この大分県では現在、一時保護所というのは県内で一カ所しかありません。このために、不適切な養育環境にあつた者、また非行や

情緒障害による者、知的障害、さらには最近問題になっているいじめ等、不登校になった子供や、心的外傷後ストレス症候群による子供、こういった子供が混然となって保護されております。その結果、一時保護で一緒になったためにかえって症状が重くなったり、問題が深刻化するケースも生じてきているようであります。そういう意味で、施設入所後、家庭に戻ってからもこういったことが続くケースも少なくないわけでありますけれども、厚生省がこうした事態をどう認識しており、どのような改善策をとろうとしているのか、この点について伺いたい。

また、今回の改正で教護院の対象を拡大したことによって、児童相談所の一時保護所で既に生じている問題が再現してこないのかという点についても私は危惧するわけでありますが、その点についてお答えをいただきたいと思えます。

○政府委員(横田吉男君) 児童相談所につきましては、各県それぞれかなりの違いがあるというふうに私も承知いたしておりますけれども、今御指摘のございました一時保護期間中の処遇につきましては、必要に応じて性別あるいは年齢別、グループ別に分けまして、それぞれ基本的な日課を立てて運営を図っていく、あるいは原則としてそれぞれの長が主宰する観察会議等を実施して処遇方針等について確認していくというようなことを指導してきているところでございますけれども、異なる児童を同一の場所ですういった形で処遇することが不適当な場合には、他の施設への保護委託とかそういったことも含めまして適切な処遇が行われるよう私どもとしても指導してまいりたいというふうに考えております。

それから、教護院等におきましてこのたび環境上生活指導等が必要になる児童等も入所できるようになることによって従来の者との間で混乱等が生じないかということでございますが、この点につきましても、そういったことがないように処遇の面で適切な配慮が行われるよう指導してまいりたいというふうに考えております。

○釘宮馨君 今、違った場所というような話がありました。例えば、大分県の場合一カ所しかないんですけれども、そういう場合、今そういうふうに通切に措置をしていくという非常に抽象的な答弁なんですけれども、私が指摘している、いろんなケースを抱えた子供がいるんです。例えば、いじめた子供といじめられた子供が一緒のところに来ていて、そこでまた保護をするなどという話、これは極端な話ですけども、そういうような話が起こったときにはこれで本当にいいのかどうか、そういうところを私は非常に危惧をしているわけですよ。その点いかがですか。

〔理事清水澄子君退席、委員長着席〕

○政府委員(横田吉男君) 他の施設と申しましたのは、一時保護施設に入所している者について養護施設等に保護委託をするというようにすることを申し上げたつもりでございます。

それから、今御指摘のありました、いじめた子供といじめられた子供が同じ一時保護所で同じように処遇されている、一緒に処遇されているというの、やはりそういう措置について、過去のいろんなケース、状況をよく調べないままにされたというようなことから問題が生じることかと思えますけれども、そういった点につきましては、今後私ども、児童相談所等の適切な運営についていろんな機会を通じて指導してまいりたいというふうに考えております。

○釘宮馨君 児童相談所については、私は一昨日の質問の中で、児童相談所のケースワーカーの資質の問題について申し上げました。地方自治体の人事の交流の中で、きのうまで土木事務所にいたような人がぼつと来て、いろんな難しい、専門家でなければできないこうしたケースを預かっていられることも間々あるということも言いました。ですから、その辺を十分認識した上でこれからの政令なり行政指導なりその辺をしっかりとやっていっていただきたい。

もう時間でありまして、ひとつ今の点も踏まえて、これは要望であります。

きょう、横田局長の午前中の答弁の中に、地域におけるさまざまな児童に対する問題により迅速に的確に対処するために、今回、児童家庭支援センターを設置するようにしたというお話がありました。私は、この児童家庭支援センター構想というのは、これは本当にうまくいけば子供が救えるというふうに思うんですけども、うまくいかなかったら一体何のためにつくったのかと言われなこともない、それほど危惧をしているんです。ですから、先ほどから言うように、児相のケースワーカーの配置、その人材によっても随分と、幾ら制度をつくったって中身がなければ、仏つくっても魂入れなきゃ何にもならないわけですから、子供が今、本当に虐待の中で厳しい状況に置かれているわけですから、やっぱり厚生省もその辺のところはぜひしっかりとめていただいて、この児童家庭支援センター、私は財源と権限と人材、この三つを何としてでも確保すべきだということを言っております。

私は、この人材についても児相に匹敵する、理想的な児相に匹敵する人材が置けるような、そういうふうな状況にぜひしていただきたいと思います。人数とかそういうことについては特に今私がここで押さえるつもりはありませんけれども、ぜひその点を御要望して私の質問を終わりたいと思えます。

○委員長(上山和人君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後二時五十五分散会

平成九年四月二十三日印刷

平成九年四月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P